

平成23年（2011年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成23年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年3月22日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	監 査 委 員	井上 寛
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事務局長 中野直文 書記 脇 俊明

書記 上野隆志

会議録署名議員

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

## 川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開く前に、少し時間をいただきたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

去る3月16日に出発しました紀北消防組合本部の「第3次緊急消防援助隊」が、3月20日まで被災地で活動を行い、帰ってまいりました。

8名の職員の皆様、大変ご苦労さまでした。1日12時間の活動で、寝るのも極寒の野営であったと伺いました。帰宅後の健康管理に十分留意していただき、今後の消防業務に一層のご精進をお願い申し上げます。なお、被災地での活動報告並びに今後の予算措置等について、尾上町長から報告の申し出がありましたので、許可することにいたします。

それでは、尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さんおはようございます。本日の定例会冒頭にあたりまして、この場をお借りいたしまして、東日本大震災に関する報告をさせていただきます。先ほど議長からもお話をいただきましたが、まず東日本大震災の現時点における本町に関する支援活動について、3点ほどご報告をさせていただきます。

まず1点目に、先週16日水曜日から東日本大震災の第3次緊急消防援助隊三重県隊として派遣されておりました三重紀北消防組合の8名が任務を終了し、昨日、21日午後7時2分、消防本部に無事帰着いたしましたのでご報告を申し上げます。

同援助隊は、16日午後7時30分、伊勢湾岸自動車道の湾岸長島パーキングエリアから三重県の各消防組合等で編成する第3次緊急消防援助隊三重県隊の一員として出発し、翌日の17日午後3時10分ごろに宮城県仙台市に到着し、同市内にあります榴岡（つつじがおか）公園を拠点に、仙台市消防局と連携して、18日は全農仙台石油基地の火災現場で消火活動等にあたり、19日は同市内のキンピール工場内で終日、人命検索にあたりました。

なお、後続隊の第4次、第5次緊急消防援助隊の派遣につきましては、消防庁から発災後、1週間を経過したことから、体制縮小の指示があり、これを受けて三重県知事は中止の決定

をしたところでございます。本当に消防隊の皆様にはご苦労さんで、無事帰りましたことを、お喜び申し上げます。

2点目に、町民の皆様から被災地への救援物資提供について、本町の受付体制等でございますが、先週18日金曜日午後1時から本庁住民課窓口と紀伊長島総合支所窓口で、重点支援県であります宮城県からの依頼分として保存食、粉ミルク等、14品目の提供を受け付けており、第1回目の期間としては、3月18日金曜日午後1時から、4月15日金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで、土曜日・日曜日・祝日を問わず実施中であります。

3点目に、義援金の募集についてであります。現在、紀北町社会福祉協議会と連携いたしまして、本庁住民課窓口と紀伊長島総合支所窓口など町内10箇所で受付を実施いたしております。なお、義援金は紀北町社会福祉協議会を通じて被災地にお届けいたします。

最後になりますが、住民の皆様から被災地への義援金、救援物資等のご支援に対しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、議員の皆様におかれましても、ますますのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、東日本大震災に関連する予算対応について、2点のご報告をさせていただきます。1点目は三重県内の漁業被害への対応についてであります。ご承知のとおり、今回の地震・津波により、県内にも大きな漁業被害がもたらされており、沿岸各地で海域における残骸撤去等の緊急対応が必要となっていることから、三重県では沿岸漁業における残骸、がれき撤去等の漁場環境保全に対応するために、県単大規模地震津波災害緊急対策事業交付金を創設すべく、現在、被害集約等を行っており、専決による予算措置が予定されております。補助率等につきましても、現時点では検討中ということではありますが、県の予算措置が決定すれば、本町といたしましてもこの交付金の交付を受け、ただちに管内漁場の環境保全対策事業を実施いたしたく、県の対応に呼応する形で予算措置を専決処分といたしたく、ご理解をお願いするものであります。

2点目は、先ほどご報告申し上げました東日本大震災の緊急消防援助隊への紀北消防組合の派遣経費にかかる市町の負担金についてであります。本負担金につきましては、現地の状況次第で流動的な要素が多いことから、本定例会に追加上程させていただく一般会計補正予算（第6号）への予算計上を見送らざるを得ませんでした。今回、結果的に第3次派遣隊のみで終了となりましたので、派遣費用を精算し、既設予算とも精査した上で、不足額が生じた場合には、その予算措置についても専決処分による対応とさせていただきたいと考えております。いずれも議会でのご審議をお願いするのが本意でございますが、種々の事情により

その日程を設定することが困難であるため、専決処分させていただくことにつきまして、なにとぞ、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上、ご報告を申し上げまして、本日の定例会にあたっての報告とさせていただきます。ありがとうございます。

#### 川端龍雄議長

以上で報告を終わります。

なお、ただいま尾上町長からの報告にもございましたが、緊急消防援助隊の派遣に要する費用に対する紀北町の負担については、現時点での見積もりも難しいということであります。また三重県は津波の襲来による被害に対し、県単大規模地震津波災害緊急対策事業交付金を交付することに決定し、内容等については早急にとりまとめた上で、専決処分をもって処理するという考えであります。臨時会を招集し議決を得るのが、本来であります。年度末まで残り日数が少ないことから、本町も専決処分による処理をさせていただきたいということでもあります。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。特に紀北消防組合議員の皆様には3月28日に、組合議会の開催が予定されておりますが、恐らく本会議までに補正予算の編成が難しいものと思われま。その点よろしくようお願い申し上げます。

---

#### 川端龍雄議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、定例会中、議会運営委員長からと尾上町長より追加議案の提出がありましたので、本日、各議案の審議終了後、追加議事日程として、取り扱いさせていただきたいと思。います。

また議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思。いますので、ご了承ください。

---

#### 日程第1

#### 川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 太田 哲生君

5番 瀧本 攻君

のご兩名を指名いたします。

すいません。訂正します。

日程第2と言いましたのは、日程第1であります。

---

## 日程第2

### 川端龍雄議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各委員会に付託された、審査を行った事件並びに閉会中に継続審査分について、各委員長から審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

まず、総務財政委員長 北村博司君。

### 総務財政常任委員長 北村博司議員

皆さん、おはようございます。

本会議から、当総務財政常任委員会に付託されました案件、議案5件でございますけれども、慎重審査の結果、いずれも原案を可とすることに決定いたしております。

以下、審査内容についてのご報告を申し上げたいと思います。

まず最初に、議案第1号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金の条例を議題といたしました。出席委員は、委員長以下、6名でございます。全員出席いたしております。担当の財政課、各職員にご出席をいただき審査をいたしました。

質疑の内容といたしましては、ふるさと基金条例の時も有価証券等の取り扱いについて、議論はしたけれども、その後の運用はどうなっているのか。あるいは有価証券、特に日本国債にも問題があったが、一番安全なのは預金ということでないのかという質疑がございました。これに対して、財政課長から、数年前に日本国債によって運用したことがあるようです

けれども、現在については定期預金のみで運用しているということでございます。その最終判断は町長ですけれども、資金管理運用委員会でも十分に検討していきたいと思っておりますというご答弁でございました。この資金管理運用委員会について、後ほど別に会計課長というか、会計管理責任者等あるいは副町長にもご出席をいただきまして、内容については別に後ほど審査いたしておりますので、改めてご報告申し上げます。

日本国債の場合でも短期のもので安全性があると特定できるものの運用を考えていると。その道をですね、条例の中に残しておきたいという財政課のお考えでございました。この審査の時間としては、後になりましたけれども、一括してちょっと順序を変えてご報告申し上げます。この資金管理運用委員会の設置要綱というのがございまして、これは平成19年3月に制定されております。この委員につきましては会計管理者、財政課長、産業振興課長、出納室長、水道課長、その他資金を管理する課等の長ということになっております。委員長は会計管理者、副委員長は財政課長ということになっております。ただ今お聞き及びのとおり会計管理者と出納室長が同一人物でありますので、この辺の今後、調整、きちりとやるということをご答弁いただいております。この現実にはですね、これ副町長にご出席をいただきまして、理事者としての統一見解をお示しいただきました。この辺は後ほど出納室に関する審査の中で出てまいりますので、そこでご報告を申し上げたいと思っております。

次に、ただいまの議案第1号につきましては、討論もなく全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第2号 紀北町暴力団排除条例でございます。危機管理課の関係職員が出席いたしております。これにつきましては、質疑・討論ともになく、本案は原案のとおり可決すべきものとして、全員賛成で決定いたしております。

次へまいります。議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。これにつきましては、総務課の中場課長以下が出席いたしております。質疑としては1件ございました。具体的に現在の事務補助員が対象になるのかというお尋ねでございました。これに対して総務課長からは事務補助員から現在、職名が嘱託職員という名称変更がなされておりますが、その方々が対象となるということで、討論がなく全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。私どもの所管する各課のうち、議会事務局から始まりまして、各課、順次ご出席をいただいております。

まず「議会事務局」の所管分でございますけれども、内容説明が人事院勧告等による職員人件費の減額等々でございます。政務調査の関係については、4月から11月は任期満了、前任期の任期満了までの分、これが議員20人分で申請した方が18人、141万円を交付いたしております。そのうち11月末で任期満了いたしておりますので、21万7,538円が各議員から総合計として戻し入れをされております。12月分からは新しい現在の議会議員さんの3カ月分ですけれども、議員定数が減りましたので、申請されたのが15人、57万円を交付して、予算額230万円から176万2,462円差し引いた55万7,000円が減額されております。これに対して質疑はございませんでした。

次に、「総務課」所管分であります。今回の予算でございます、公有財産購入費の補正で減額になっておりますけれども、これについての説明を求めましたところ、総務課長からは当初、庁舎の用地と生涯学習の用地を合わせて1億5,000万円の予算化をいたしておりましたけれども、三重県から購入した学校用地、元尾鷲高校長島分校跡地ですけれども、その部分については1億242万7,000円、さらに財務省、通称赤道と言われる国有財産分については245万円で購入して、合わせて1億487万7,000円で実際には購入いたしておりますので、残りの4,512万3,000円をマイナスとした、今回減額したということでございます。

この説明に対して委員のほうからは、当初の見込みの3分の1も安い価格で購入できたけれども、なぜ最初の試算あるいは購入理由について、それだけの差が出たのか説明をしていただきたいというお尋ねがございまして、これに対して総務課長からは、当初は県のほうの資料を合わせて土地価格の試算を進めてきましたけれども、用地については県のほうからの用地費の減額として、県の用地については4分の1、また旧紀伊長島町時代に、時代的にいうと長島町ですけれども、旧紀伊長島町時代に県に寄付をして、県が使っていた部分については、2分1減額、つまり旧紀伊長島町が寄付、県に学校用地に寄付した分については、半額にしてもらったと。それから財務省、国有財産の分ですけれども、当初は実勢価格ということで、相当高い金額の提示があったようですけれども、その後、三重県と協力して交渉した結果、245万円という大変安価な価格となったのが理由であるという説明でございました。

次に、「財政課」所管分であります。ふるさと寄付金の件数について、3件という説明がございました。それから不動産収入の内訳についてのお尋ねがございまして、その内容は1件は国土交通省の高速道路関連の用地買収と、もう1件は個人への払い下げという2件であったという報告でございます。

次に「企画課」所管分にまいります。企画課長以下が出席いたしております。委員のほう



からはケーブルテレビの行政放送事業の 630万 2,000円の減額をしている内容についてのお尋ねがございました。これに対して企画課長からは、当初予算に計上していた行政放送番組のデジタル化に伴う負担金の減額になったということです。当初予算しておりましたスクランプル装置が各行政放送を実施しているケーブルテレビ事業者で調整した結果、当面は必要でないということで減額となったということでもあります。

次に「税務課」所管分を審査をいたしております。今回、個人滞納繰越分で 2,266万 4,000円、法人税で高速道路関係の事業所の増加で 1,379万 9,000円、延滞金で 632万 3,000円が増額、増えているという説明がございまして、これに対して委員のほうからは町税の徴収率は大変よくなっている。差し押さえの件数と金額を示されたいというお尋ねがございました。これに対して、課長のほうからは給料、預貯金、生命保険などを差し押さえしていると。21年度は31件、407万 844円を差し押さえた。そのほかに平成22年4月に、県が設立いたしております個人住民税特別整理班の差し押さえ件数は29件、1,157万円になる。また滞納しておられる方に滞納の処理を県に引き継ぐという文書通知を行いますと、多くの滞納者の方が相談に来ていただいております。差し押さえとは別に、60人の方から 4,440万円の納付があり、徴収率に大きな効果が出ている、寄与しているという報告、説明がございました。

次に「危機管理課」所管分、五味課長以下が出席いたしました。特に質疑はございませんでした。

以上で、補正予算5号に対する本委員会の所管分の質疑が終了いたしまして、関係分についての討論を求めましたがございませんでした。採決の結果、全員賛成、よって補正予算については、当委員会関係部分について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算を議題といたしました。

最初に「議会事務局」関係分を議題といたしました。特に議員の共済費の今回、大幅な増額になっている点についてですね、町民の皆様にもよく理解できるようにということで、内容説明を詳しくしていただきました。この機会に局長の説明した、議員共済の負担金の今回、増えている分についての内容説明を少し報告どおり読まさせていただきます。

今回の内容について、本会議で公費負担分を含めた総額の80%が、一時金として給付されると事務局長が申し上げたわけですが、議員に対する一時金給付額または年金給付額の試算にあたり、議員の掛け金総額及び特別掛け金総額により試算がされます。給付金試算の対象は、平成23年5月分、今年の5月ですが、までの掛け金総額及び特別掛け金総額、こ

れはいわゆる期末手当の分ですが、議員年金受給者に対する寄付金や退職一時金について、現職議員の掛け金の100分の16と公費負担分の100分の16.5によって賄われていたけれども、地方議会年金制度は今年の6月1日に廃止が予定されております。6月からは現在の議員さんの現職議員の掛け金が入らなくなるわけですので、この制度の廃止に伴う過去の債務という表現ですけれども、それを受給されている方々の支給に必要な財源は、毎年現職議員の標準報酬月額に対する地方公共団体が公費で負担することになるということです。廃止がされますもんですから、既に受給されておられる方々の分を公費で負担するというところでございます。そのために今回、この23年度においては、100分の88.5という負担となるということです。

この6月に廃止された後の取り扱いということについては、廃止の時点で今の議員が在職12年以上で、受給資格を満たしている人は掛け金総額、既にそれぞれが積み立てておられるというか、支払ってこられたうちの80%の一時金の支給を受けるか、廃止前の法律に基づく年金給付を受けるか、選ぶことになります。つまり自分で払ったお金が満額ではなしに、80%だけは一時金として支給されるかということです。20%は戻ってこないわけです。また廃止年金受給資格を満たしていない在職12年未満の方は、掛け金総額及び特別掛け金総額の80%の一時金を給付、これも80%です。20%は支給されません。こういった理由で、今回は、もっと長いんですけども、こういった給付に必要な不足分は公費で負担します。これが前年度に比べて共済費の負担額が、5倍強になった理由ですけれども、廃止時、つまり今回廃止する時だけ公費負担金が短期的に増加するけれども、その後はですね、大きく減少する見込みであると。さらに市町村、各地方公共団体が負担する給付費負担金は、毎年度地方財政計画に計上し、普通交付税の基準財政需要額に算入される。つまり国から来る交付税、普通交付税の中にこういう公費負担分については算入されて戻ってくるという説明でございました。

これに対して、念のために確認がございました。これは掛け金総額じゃなく、議員個人が負担した分に対してだけですねという、事務局長からは個人が掛けた掛け金の総額、それと期末手当に際する合計に対して、その総額の80%が支給されると。公費負担分については、どうなのかということについては、少しややこしいんですが、年金受給者に対しては今まで現在の議員の掛け金と公費で賄っている。公費の88.5%については、6月の廃止により4年間で現職議員がすべて退職という形になっております。4年間で全部退職するという形をとるわけです。それを埋め合わせるための不足額に費用が発生するということであってですね、

あくまでも議員個人が掛けた掛け金に対しての算出ということであります。

現在、紀北町内での議員退職者の年金支給人数についてのお尋ねがございまして、現在、受給されておられる方19人、すでに亡くなられてご遺族が受給される方が21人、合計40名の方が現在年金を受けておられる。こういうこととございまして。現在、もう既に受けておられる方は、今までの法律どおり年金が継続されることになる。しかし、6月でこの制度が廃止されますので、現在の議員の掛け金が当然なくなるわけなので、今後、そのために公費負担が発生するんだということとございまして。その支給率もこれまでの数年間でも、かなり率が下がっております。したがって今後、現在の率で計算されるかは、変わる可能性が大きい、つまり減額する可能性があるという答弁でございました。これらの点につきましては、事務局としましてはですね、住民に十分理解していただけるようPRの方法を考えていきたい。議長と相談して周知徹底するよう考えていきますと、今の大変複雑な中身なんで、町民の皆様からは誤解を招く可能性もありますので、今回、公費負担が今年どんと増えたものですから、なんでそんなに増えるんやという誤解を招く可能性がありますので、その辺が十分理解していただけるよう、議長と相談して町民にPRする、周知徹底するというご答弁でございました。

次に「総務課」所管分であります。

委員のほうからは、公平委員会費についてのお尋ねがございました。この委員会はどんな活動をしているのかということですが、現在、本町には3人公平委員がございまして、委員長については一回の出席に6,000円、委員については5,000円の報酬の支払いをしている。仕事の中身は職員の不利益処分等があった場合、例えば職員が何か問題を起こして処分した場合に、それが適正かどうかという判断をしてもらうことになる。ただし今のところそのような事案はありませんということとございまして。定期的には年に1回、臨時委員会は何かあった時に、その都度開催することになるという説明でございました。

次に「財政課」所管分であります。

委員のほうから、文書広報費が、45ページですけど、文書広報費が2課にまたがっているため、科目を分けることはできないか。文書広報費の予算計上は2課にまたがっているという議論で、お尋ねがございました。これに対して、財政課長からは財政課の予算ではないので、検討させてもらうということとございました。

次に、紀伊長島総合支所のエアコンが故障していて、実際に使用する職員や住民に支障を来しているが、どうなっているのかということとございまして。これに対して課長からは直接

財政課のほうへは苦情はないけれども、エアコンの紀伊長島総合支所のエアコンの修繕に、2,300万円ほどかかるということでございます。現在進められております庁舎の移転の問題もあって、今これだけの修繕費を投入するのが難しいということで、当面は夏のクーラーは使えますけれども、冬については1階と2階のフロア、階段からフロアへ出るところにドアを設置して、ストーブで対処をしているということでございます。

次に、公用車の購入についてのお尋ねがございました。これについては財政課で集中管理をしている分で、普通車1台、軽自動車1台、2台を一般競争入札で購入する予定です。車検の関係につきましては、保証の関係上、5年間は購入店にて整備、車検を行っているということでございます。これに対して車検を受けるところに偏りがあるのではあるという話もあると。車検費用はきちんと精査しているかというお尋ねがございました。車検費用についてはきちんと精査して車検を行っていますというお答えでございました。またリースの考えはないかというお尋ねがございました。役場全体では紀伊長島区の幼稚園バスの2台だけがリース、比較もしているけれども、結果的に購入のほうが有利であるという判断だということ。また下取り車両の取り扱い、入札条件に明記して金額提示をしてもらっているということでございます。

次に「企画課」所管分であります。

地方バス運行対策事業 2,600万円の福祉試験運行委託料 430万 5,000円について、もし、乗車する人が少なくて費用対効果が上がらない場合は、廃止することも考えているのかという、それを含めて検証するのかというお尋ねがございました。これに対して、今回の試験運行に関わるものが530万 5,000円です。うち初年度のみ新路線開設に関わる費用が100万円で、運行に関する費用は430万 5,000円です。モデル路線ということで運行するもので、この町にあった持続可能な交通システムを検討していきたいと。町のバスとして実施しますけれども、運行については業者委託であるということで、その委託業者については、現在まだ決定していないということでございます。最短で7月からの運行になる予定です。車の大きさについてのお尋ねがございましたけれども、何人の人が乗車するかという、想定するのは大変難しいということで、できるだけ小さなバスを考えており、現時点では12人乗り程度のワゴンタイプのものを試験運行で考えているということでございます。

さらにバスの乗り降りは、高齢者の方がどうしても多くなるだろうということで、乗り降りの配慮を運転手がするのか、あるいは普通の路線バスのように、自分で乗り降りしてもらうのかどうかということございました。企画課長からは基本的にご自身で乗り降りしてい

ただきますが、委託する業者には十分気をつけていただくよう、協議をしてまいりますというところでございます。

試験運行については、例えば午前に通院で利用された方が、時間がかかって午後になってしまって、帰りのバスがないというケースも考えられるということで、午後からも便を配慮するようにというご質疑がございました。そういったことも含めて、試験運行により検証してまいりますということでもございました。

次いで、総合計画の後期基本計画の策定メンバーは、どんなメンバーなのか。それから、銚子川流域の魅力アップの基本計画 451万 5,000円の委託料の内訳の説明を求める質疑がございました。これに対して企画課長からは、総合計画の審議会は条例に定めるとおり、30人以内、委員構成については、いろいろな分野から参加していただくと。それに基づき選定していきたいと思っていると。できれば一部公募ということも検討している。4月から検討を進めていきたいと思っており、計画書の原案については、10月から11月ごろまでにまとめた

い。

次に銚子川流域の魅力アップ基本計画の業務委託については、運良く温泉施設も含めて銚子川流域の開発について、住民の方々と一緒に考えていきたい。それを委託する業者についてもできるだけ住民の方々との話し合いの場に参加してもらって、とりまとめを行っていただきたいと考えている。審議会のメンバーについては、本予算が可決された後、早急に考えていきたいと。各分野に通じた方々に参加していただくために、人数はかなり多くなるのではないかと思うということでもございました。本年度、基本的な考え方と、できたら施設計画まで検討していきたいとお答えでございました。

CATVがアナログからデジタルに変わるメリットについてのお尋ねもございましたけれども、これについては今までのアナログ放送では一方的に放送が流れていたけれども、デジタル化することによって、将来的には双方向の情報のやり取りができることが最大のメリットだと思うという答弁でございました。

それから、電源立地対策交付金の今後の流れについてのお尋ねがございましたけれども、課長が電源立地対策交付金については、10年間の延長がなされて、現時点では交付金がほとんど変わっていませんと。将来的にはわかりませんがというお答えでございました。

次に、出納室長らに出席していただきました。地図販売料についての実績、地図の販売実績についてのお尋ねがございました。平成19年は5万分の1が10枚、3万分の1が10枚、2万5,000分の1が38枚、あと平成21年度では5万分の1が10枚、3万分の1が4枚、2万5,

000分の1が24枚等々、年々地図の販売が減少しているという実態であります。

それで、先ほど財政課の所管分のところで、少しふれさせていただきましたけれども、基金の運用についての議論がここでも行われました。会計管理者として出納室長が加わっているということでございますので、その内容についての質疑がこの機会に行われました。先ほど報告申し上げましたとおりの委員構成ですけれども、その委員会に決定権にあるのか、それとも町長から諮問を受けて答申する立場なのか、どちらなんだという確認がございました。長野室長からは委員会としては、あくまでも資金の運用や、金融機関の経営状況に関することについて検討するということになっているというお答えでございました。

この議論がさらに発展しまして、関連質問として、会計管理者は現在入札、工事請負等々ですね、入札に出席していると思う。会計管理者というのは支払いに係る誤りがあつた際、町長に指摘できる立場にあると思うけれども、入札の執行上の誤りがあつても指摘できない立場になると思うがどうか。入札に出席することによって、誤りがあつても言えなくなってしまうのではないかと指摘がございました。室長からは、今のところ入札が適正に執行されているかを確認することを目的として、立ち会いしているということでございます。

この点についてですね、さらに関連として、会計管理者は指名審査会、業者の指名審査会ですね。にも参加していると思うが、その点についてはどうなんだと。室長のお答えは現在指名審査会に出席していますけれども、平成23年度この4月からは出席しないことにもうなったというお答えでございました。この入札審査会とか、入札への立ち会いとか、あるいは資金管理運用委員会等々における立場、会計責任者の立場とか、役割とか、町政に影響する部分とかの確認をするために、山岡副町長に後ほどお出でいただいて、理事者としての統一見解を求めました。山岡副町長がいられて、町長と当然協議の結果だということでございましたけれども、回答が出されました。まず入札への立ち会いでございますけれども、「紀北町の入札等における収入役の立会に定める規定」というものがありました。これは平成18年4月1日に制定、つまり合併後に制定されたもので、その第3条に、入札等は収入役が立ち会うとこうなっている、定められているわけです。また、その5条に、「収入役が不在の時は出納室長がその事務を代決する。」とあります。合併する以前に、旧海山町でこのような運用がなされていたと。一方、旧紀伊長島町ではこのような運用はされておらず、収入役は入札に立ち会いをしていないと。旧両町で大きく違っていたわけです。

それで、旧海山町での運用を合併後、採用しようということになって、現在の会計責任者が入札に立ち会うという、今運用がされているわけです。そういう規定があるわけです。こ

の点については、山岡副町長は委員会でご指摘のとおり、入札に会計管理者が立ち会いしなくても、それぞれ町長部局の担当部局で適正に管理すればよいと考えます。三重県や近隣の尾鷲市等について調べたところ、このような運用は行われていない。町長と協議した結果、3月末をもって、今月末をもって廃止することにして、23年度から会計管理者は入札に立ち会いをしないことにしたという回答でございました。

もう1点、資金管理運用委員会について、その設置要綱に、これも平成19年3月27日、つまりまだ近年なんですけどね、最近つくられた要綱ですけれども、この4条に「委員長には会計管理者をもって充てる。」とある。三重県の場合は資金の運用等については出納局が担当している。会計管理者はその組織の委員長であることには問題はないと思うというお答えでございました。調べられる範囲で他の自治体の状況を確認したところ、いずれも会計管理者がメンバーになっていましたが、ただし少数ですけれども、副町長が委員長となっている自治体もあることから、ほかの自治体の実態を十分調査した上で、委員長にはどの役職のものを充てるか検討していきたいということで、町長と協議したというご報告でございました。

この資金管理運用委員会の決定権ですけれども、その確認がございました、委員会のほうから。これに対して副町長は決定権はあくまでも町長にあるけれども、委員会の検討事項は、よほどでない限り覆ることはない。実質的な決定権は委員会にあると思うという答弁でございました。

次に、税務課のほうへまいります。

たばこ税の予算について、昨年より減額しているのかなぜかという、なっている。算出方法についての尋ねがございました。たばこ税の税率は昨年10月1日から、1,000本について3,298円から4,618円に増額されているわけですけれども、その一方で、たばこが値上がりしましたので、たばこの売上が落ちると予測しております。23年度の売上見込みは2,622万3,000本と見込んでいるというお答えでございました。

次に、「危機管理課」所管分を審査し、危機管理課長以下が出席いたしております。

防災行政無線の戸別受信機購入費で150台と、99ページですけれども、ありますけれども、電池交換等の問題で取り替えたのと、新しく設置した場所も増えているんじゃないかというお尋ねでございます。ちょっと失礼します。平成20年度からの戸別受信機の管理状況は、紀伊長島区が6台、平成20年度で6台、海山区が45台、計51台出ている。21年度は、長島区が13台、海山区が72台、計85台。22年度現在までの件数は、長島が20台、海山が80台、計100台出ているということです。現在、防災無線の管理つまり保有している受信機は30台残っ

ているけれども、今後、転入してこられる方とか、液漏れ等で使えなくなった方の交換が必要のため、30台ぐらいは必要だと考えております。

年々増えてきているということですが、どう対応していくかということを考えなければならぬということでございます。この戸別受信機につきまして、今のですね、業者に問い合わせたところ製造が中止になるということだということです。これから、液漏れをしたということで、どうぞこれを使ってくださいということにはなりにくいのではないかと考えておると。そのため対応策として、電話で確認する方法はあります。海山区のみですけれども、33-0051という番号ですが、ここに掛けて、いま放送した内容が聞けるというシステムになっているようです。これを長島の防災無線にも対応できないか考えている。今後、上司と相談していかなければならないと思っているということでございます。

それから、99ページの樋門管理委託料の130万2,000円について、場所と内容の確認がございました。歳入のほうでは29ページになりますけれども、県から樋門管理委託料で町内の151箇所の県の分について、130万2,000円を委託されていると。歳出のほうで町の樋門分を含めてあわせて同額で消防団へ委託している。県と町をトータルして209箇所を消防団に委託して点検の報告をいただいておりますということでございます。

次に、消防団詰所の建物管理事業、98ページになりますけれども、詰所のZTVの加入負担金は7箇所とあるんですけれども、それぞれ聞いた上での結果なのかということです。担当課では、団長以下分団にも相談して、これでいいということで予算を7箇所分を出しているということでございます。

今後、追加の要請があった場合につきましてはですね、詰所にいる時間が少ないということで、情報を提供するのには主要の8箇所で、7箇所にした理由は、上里の詰所については、既にZTVはひいてあるということで、7箇所にしたということでございます。今後、要望があれば実施するのかどうかは、町長と詰めてお答えをしなければならないということでございます。

これらの質疑の結果、討論はなく、私どもの委員会が所管する関係部分について、全員賛成で、採決の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしております。

以上で、総務財政常任委員会に付託されました、議案第1号から第17号まで5件につきまして、いずれも原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしております。以上で報告を終わります。

川端龍雄議長



以上で、総務財政委員長の委員長報告を終わります。

---

**川端龍雄議長**

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時45分から再開いたします。

(午前 10時 31分)

---

**川端龍雄議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 46分)

---

**川端龍雄議長**

次に、教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長。

**教育民生常任委員長 平野隆久議員**

おはようございます。ただいまより平成23年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月9日、午前9時半から委員会室におきまして、委員6名出席のもとで開催をいたしました。付託されました案件は13議案であります。それでは審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

まず、議案第6号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行い、質疑に入り、出産育児一時金の42万円の中には、産科医療補償の保険料が3万円含まれてい

と思うが、これの支払い方法はどうなっているのかの質疑に対し、3万円の保険料分については、出産費用とともに医療機関から本人あてに請求されますので、本人が直接納めるのではなく、医療機関を通じて保険料が支払われることとなりますとの答弁でありました。

次に、軽減世帯は紀北町にどのぐらいあり、被保険者に対する軽減の割合はどの程度なのかの質疑に対し、軽減は医療分で7割、5割、2割と単身軽減がありますが、7割軽減は1,136世帯、1,617名で、5割軽減は199世帯、497名。2割軽減は371世帯、760名。単身軽減は7割軽減が186世帯186名。5割軽減が59世帯、59名。2割軽減が83世帯、83名で、単身軽減は合計で328世帯となっています。被保険者が全体で6,215名、世帯数が2,955ですので、低所得者軽減で46.44%、単身軽減で8.93%ですとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、出産育児一時金については、これまで暫定措置で行っていたものを恒久化することなので、賛成したいと思うし、賦課限度額の引き上げについても、政令の改正後1年ずらしての引き上げということで、被保険者の負担に配慮されたものであると考えますので、賛成したいと思いますとの討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての審査を行い、質疑、討論ともになく採決に入り、全員賛成、よって本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例についての審査を行い、質疑に入り、このほかにはないですかの質疑に対し、すべての公民館で再調査したところ、ほかにはありませんとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、道瀬公民館、海野公民館にしても、随分前に建て替えしているところですので、今後、このようなことがないようにしていただきたい。移転した時には速やかに住所表記をしていただきたいということで、賛成討論としますとの討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についての当常任委員会の関係分の審査を行い、「住民課」所管分については質疑はありませんでした。

続いて、「福祉保健課」所管分の質疑に入り、県支出金の放課後児童対策事業補助金についての質疑に対し、放課後児童健全育成事業費61万7,000円、環境整備事業費66万6,000円、

また放課後児童クラブ等支援事業費71万 3,000円の合計 199万 6,000円が、今回、県から補助事業として採択されました。これは海山区の放課後児童クラブです。児童の数で採択条件があり、10人から19人という決まりがあります。平均すると海山区が10人近い人数となっています。紀伊長島区ではふらこ保育園、ひかり保育園が継続して保育をしてくれているため、学童保育の人数が少なくなっていますとの答弁でありました。

次に、予防費委託料の減額についての説明をの質疑に対し、感染予防費の15万 4,000円と母子健診事業の99万 6,000円の減となっていますのは、ZTVや広報等で周知していたり、年度末に全戸配布で申込み用紙を配布していますが、申込みのあった方に対しては健診日が近づくと戸別で通知しております。ただし申込みのあった方が全員受診されるかという、日程の都合上、受診されない方もあり、実績が当初の見込みより減少したということになりますとの答弁でありました。

以上で、「福祉保健課」所管分を終了し、続いて「環境管理課」所管分に入り、質疑はありませんでした。

続いて「学校教育課」所管分の質疑に入り、教育振興費、修繕料 145万 3,000円は潮南中学校の雨漏り、プールなどということですが、これは交付金事業を使って行うのか、既に修繕箇所は決まっているのか、ほかの部分で修繕するところはないのかの質疑に対し、きめ細かな交付金を使い学校施設の修繕を行うものであり、修繕を行う箇所は決まっています。学校からの要望に対して、平成23年度当初予算で計上する予定でしたが、今回、国の一次補正において、きめ細かな交付金という有利な交付金事業ができましたので、前倒しで修繕を行うものです。そのほかの修繕についても学校より要望があがっており、平成23年度当初においてお願いする予定でありますとの答弁でありました。

続いて、相賀小学校の国庫補助金について、事業費は減っていますが、国庫補助金が増えているのはどういった理由なのかの質疑に対し、教育費補助金のところで、小学校費が 4,991万 1,000円の増となっています。その内容については安全・安心な学校づくり交付金地震補強分と相賀小学校改築事業分があります。このうち相賀小学校改築事業分については、当初、平成21年度の建築の平米当たりの補助基準を単価14万 8,400円で積算していました。事業を精算したところ、新校舎部分では3万 5,300円の補助基準単価が増となり、18万 3,700円になりました。また別館改修屋内運動場改築についても、国の補助金の精算により増額になったものでありますとの答弁でありました。

以上で「学校教育課」所管分を終了し、続いて生涯学習課所管分に入り、質疑はありません

んでした。以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全員賛成、よって本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての審査を行い、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審査を行い、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査を行い、質疑に入り、特別徴収、普通徴収ともはかなり減額になっていますが、理由をの質疑に対し、平成22年度当初予算編成時において、広域連合から示された保険料負担金の額と同額を保険料として予算計上していますので、負担金の額が下がれば保険料も下がります。広域連合における平成22年度当初予算は、この制度が始まった平成20年度の決算のみから試算していると思われるので、不足が生じないように余裕をもって予算編成したものと考えられますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決に入り、賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての審査に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算についての当常任委員会関係分の審査を行いました。

まず最初に、「住民課」所管分の質疑に入り、志子奥集会所建設の単価はの質疑に対し、坪単価は68万 5,000円です。公共で行う事業ですので、耐震等を考え基礎部分に注意すると、これぐらいの金額になりますとの答弁でありました。

また河内地区集会所、地区の要望で汲み取りになっているようだが、町としては環境面から水洗にするよう指導すべきではなかったのか。今後、世間に逆行するようなことないように指導していただいて、集会所の建設をしていただきたいとの質疑に対し、基本的には合併浄化槽にしていきたいと思いますと思いますが、建設後は地区で管理していただきますので、当時は地区の意見を聞いたのではないかと思います。今後、できるかぎり世間に逆行しないようや

っていきたいと思いますとの答弁でありました。

次に、無料法律相談は現在どのようになっていますかの質疑に対し、弁護士の報酬費75万6,000円、相談時間については特に制限はありませんが、1人10分ぐらいで終わっていますとの答弁でありました。また10分は簡易すぎるという話を聞くので、1人30分程度に調整できないのか。また弁護士を変えてほしいという声も聞く。アンケートをとって考えてはどうかの質疑に対し、時間は相談案件によると思いますので、機会があれば話をしたいと思えます。アンケートは取っており、平成22年4月から22年12月までですが、初めての方26名、2回目の方10名、3回目以上2名で、満足19名、やや満足5名、普通10名、やや不満2、不満2名でした。今後、また利用しますかとの質問は、しますが25名、しないが2名、わからないが11名でしたので答弁でありました。

次に、後期高齢者医療費協力金、後期高齢者医療特別会計繰出金の説明と、この制度は先行きどのような見方をしているのかの質疑に対し、後期高齢者医療費協力金は紀北医師会及び三重県歯科医師会尾鷲支部に対する協力金です。後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、職員人件費、事務費及び後期高齢者医療広域連合負担金のうち、保険料負担金分を除いたものです。後期高齢者医療制度の今後については、最近の会議によりますと、知事会のほうの反対もありますので、新制度が始まるのは最短でも平成26年3月以降となる見込みと聞いてますとの答弁でありました。

以上で、「住民課」所管分の質疑を終了し、次に「福祉保健課」所管分の質疑に入り、予防接種事業のヒブ小児肺炎球菌ワクチンについて、死亡事故等で紀北町と尾鷲市では、一時見合せとなっているとのことですが、今後の見通しについてと、ヒブ小児肺炎球菌ワクチンと三種混合ワクチンとの同時実施についての実施要領の内容についての質疑に対し、予防接種の件で子宮頸がんワクチンの不足については、7月ごろまでは在庫がないとの情報を得ています。またヒブ小児肺炎球菌やワクチンの開始については、一時見合せとなっており、今後、厚労省から県を通じて連絡を待っているところです。

実施要領の中で、ほかの予防接種との関係というところで、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンを混合して接種してはならないとし、これらの予防接種は同時に同一の被接種者に対して行う同時接種は、医師が必要と認めた場合は行うことができるということです。またQ&Aでは、医師が必要と認めた場合に限り、同時実施も可能としています。同時接種可能な数についても、医師の判断となるとなっています。6日以上の間隔をおいてからのワクチン接種については、不活化ワクチンまたはトキソイドの接種を受けた者については、原則と

して接種した日から6日以上の間隔をおいてから、子宮頸がん等との予防接種を行うことになっていきます。

子宮頸がんの検診の受診率ばどれくらいですか。またほかの受診率は啓発をしっかりとしないと、受診率が上がらないのではないのですかの質疑に対し、1月末の受診状況では子宮頸がん検診は対象者8,851人に対して、受診者581人、胃がん検診は対象者の40才以上で1万3,197人に対し567人の受診。大腸がん検診は899人の受診、肺がん検診は1,008人の受診、前立がん検診対象者、50歳以上の男性4,490人に対して225人、乳がん検診が30歳以上女性7,209人に対して589人の受診者で、以上、がん検診の受診者数です。受診率を上げるために今まで以上の努力を新たに行っていかなければならないと思っています。また、2年ほど前から、5年間の未受診者の方に対して、受診勧奨の個人通知はさせていただいており、対象者については実際個人で受診されている方や、職場での受診を受診されている方は把握できませんので、実際受診率は若干上がると思います。

乳幼児にかかる検診については、個人通知で受診勧奨を行っており、未受診の方には再通知をし、受診いただけない方には家庭訪問も実施しておりますとの答弁でありました。

次に、養護老人ホーム費の老人ホーム管理運営事業4,702万9,000円の1,493万6,000円の床張り替えについてと、国の設備基準を見ると1つの個室に対しての定員は1人とする事になっていますが、相部屋ということで合併前から改築について取り組まれてきております。その中で、昨年はスプリンクラーを設置し、今度は床を張り替えるとなると、無駄になるのではないですか。建て替えについてどう考えているのかの質疑に対し、入居者の住みやすい環境を提供したいということから、安全面を考えてスプリンクラーを、新年度は、平成16年の災害から傷んでおります床の改修をして、快適な居住空間を提供していくということで、予算計上させていただきました。相部屋の現状に関しては、今の基準でいきますと、個室となっておりますが、ただ養護老人ホームについては、旧の措置の該当になりますので、経過措置として利用しています。居室については2人から3人部屋が主となっております。本来は和室の3人部屋のところが、ベットまたポータブルトイレの設置により、2人部屋となっております。部屋でのポータブルの使用については、カーテン等で仕切りはしますが、プライバシーの確保はされていない状態です。床の張り替えについては、今後、民営化になるかどうかについて、少なくとも2、3年はかかるというふうな状況ですので、その間の安心安全の確保のため前倒しで入れてもらっておりますとの答弁でありました。

床の張り替え工事は、平成16年の時に災害で張り替えたと思うが、それ以外の修理してな

いない部分のことなのかの質疑に対し、16年の時にはリハビリ室は改修はしていただいておりますが、居宅の廊下には上にシートを張っただけですので、養護のほうは白蟻の薬剤散布も年に何回かしていますが、柱が腐っていますので、柱のかえをしていただきたいと思います。特養については認知症の方がみえますので、認知症の方の部屋に関してはクッションマットをお願いしたいと思ってます。万が一、ベットから転落した時の事故防止のためにも、また床に排便をすることもありますので、拭き取りが楽で、衛生面にもいいのではと、お願いしたいと思っておりますの答弁でありました。

老人ホーム管理運営事業の床張り替えと地上デジタルの配線工事の割合と、備品購入費のテレビの台数はの質疑に対し、床の張り替え工事については 3,350万円で、養護と特老の平米割をしており、養護が 8,660㎡で、全体で 1,975㎡ですので、養護では 1,470万円が床の張り替え分となっています。デジタル工事は58万 9,000円の40%の23万 5,600円を計上しています。テレビの台数は3台で、サロン3カ所の分を計上しています。備品購入ですので、テレビのほかに折りたたみベッドなども含まれています。特養のテレビは4台を予定していますとの答弁でありました。

以上で「福祉保健課」所管分の質疑を終了し、「環境管理課」所管分の質疑に入り、海山リサイクルセンター焼却灰処理業務委託の債務負担行為について、委託金額は3年間とも同じ額ですか。また今まで委託していた環境保全事業団と比較してどうか。今度の委託先はどこなのか。またそこは焼却灰をここまでとりに来てくれるのかの質疑に対し、3年間とも同じ額で1トン当たり税込みで2万 6,250円を予定しています。平成19年度から1トン当たり3万 5,000円を支払っていました。それに灯油精算分を足して4万円を上回り支払っていましたが、今回は2万 6,250円をお願いしています。委託先は、三重中央開発株式会社で、伊賀市に工場があります。焼却灰は臨時職員の運転手が伊賀市まで運んでいきますとの答弁でありました。

焼却灰を処理するような施設はどういう許可があればつくれるのか。また焼却灰は産業廃物か一般廃棄物か。また三重中央開発株式会社とは、どんな規模の会社なのかの質疑に対し、廃棄物処理業の許可と施設が必要となります。焼却灰は一般廃棄物となります。また三重中央開発株式会社とは、全国にグループのある大規模な会社で、資本金が 9,000万円の会社です。施設としては焙焼炉等、さまざまな施設があり、三重県下において多くの灰処理をこの施設で行っていますとの答弁でありました。

焼却灰を紀伊長島不燃物処理場で処理することは無理なのか。できれば不燃物処理場で処

理したほうが、町の負担が少なくなるのではないかの質疑に対し、紀伊長島不燃物処理場は管理型処分場になっており、下に遮水シートを敷き、処理後、水質検査を行い管理しています。焼却灰を処理することは法的に認められていると思いますが、不燃物処理場の残りの容量があと少しということもあり、現状で処理したいと考えています。新しい不燃物処理場ができた時にはこの問題も検討していくこととなると思いますとの答弁でありました。

続いて、循環型社会形成推進地域計画等策定事業についての質疑に対し、この計画策定事業は12月ぐらいに計画書を仕上げ、その後、環境省と話し合いをしていくことになると思います。対象は環境衛生センターの取り壊しと跡地利用になります。これについては交付金をもらって事業をやっていこうと考えていますので、この計画書が必要となります。

環境美化事業についてとリサイクルセンター管理運営事業費の修繕料が、今年の6,000万円から1億2,000万円になっているが、この内容についての質疑に対し、環境美化事業については不法投棄禁止の看板を増やして、不法投棄されやすい場所や川の周辺に看板を設置して、未然に不法投棄を防ぎたいと思っています。看板もいろいろありますが、尾鷲警察署の協力を得て、警察署の名前をいれた、きつめの看板もあります。地区名についても入れるように検討していきます。リサイクルセンターの修繕料については、例年6,000万円計上していましたが、議員の皆様のご支援を受けまして、1億2,000万円をお願いしていますとの答弁であります。

続いて、生活排水処理基本計画策定事業についてと、リサイクルセンター管理運営事業の修繕料については、今までは随意契約してきていますが、なぜ指名願いの出ているほかの業者を参加させなかったのか。入札にしたら修繕料はかなり安くなるのではないかの質疑に対し、生活排水処理基本計画策定事業ですが、廃棄物処理及び清掃に関する法律の中で決められています。基本計画については、おおむね5年ごとに見直しを行うということで、その事業の委託をお願いするものです。その業者については、これから選定していきたいと思っています。

内容について、生活排水ですと、下水道や漁業集落排水、農業集落排水等、個人型浄化槽などがあります。その地域にあった計画を立てていくことになると思います。

リサイクルセンターの修繕料についての随意契約についての件ですが、基幹的な機械については、専門業者をお願いしてやってきましたが、地元業者でできる修繕などについては、今後、できる限り地元業者に参入していただいて、やっていくようにしていきたいと思っていますとの答弁でありました。



以上で、「環境管理課」所管分の質疑を終了し、「学校教育課」所管分の質疑に入り、小学校校舎等施設営繕事業について、どこの学校の修繕を行うのか、また中学校についてはの質疑に対し、小学校校舎等施設営繕事業については、690万5,000円ですが、その中に修繕料が458万円入っており、小学校の各学校から当初予算の予算編成をする前に要望いただき、それぞれプールのろ過機が悪いところの修理や、消防用設備の修理、給水ポンプ、体育館の床など、小学校11校から要望いただき、緊急を要するところから順次終了していく形で予算をお願いしているところです。特に給排水管の漏水などについては、補正等で再三お願いしていますように、施設が老朽化しているところもありますので、修繕箇所が増えています。また中学校についても、4校から予算編成時に要望いただき、それをもって修繕箇所を精査し、順位をつけて行っていますとの答弁でありました。

続いて、学校建設費、紀北中学校改築事業費について、工事請負費が6億7,566万円の内訳についての質疑に対し、紀北中学校改築事業の工事請負費の内訳については、校舎改築工事費が4億3,622万5,000円、屋内運動場の改築工事費が1億9,703万円、外溝工事が3,640万5,000円、太陽光発電工事費が600万円となっています。全体では工事費は11億2,695万1,000円となっています。そのうちの平成23年度分が6億7,566万円ですとの答弁でありました。

続いて、屋内運動場を広くした理由と、グラウンドはどうなのかの質疑に対し、バスケットコートが2面とれるように、またバレーやバトミントン、卓球などの屋内スポーツができるように広げさせていただきました。グラウンドにつきましては、1万2,336㎡と今の規模とほとんど変わらない内容となります。グラウンドの整備については、この工事費の中には含まれておらず別工事でさせていただくということですとの答弁でありました。

以上で、「学校教育課」所管分の質疑を終了し、「生涯学習課」所管分の質疑に入り、光をそそぐ交付金事業のデータベース化によってどのような利点があるのかの質疑に対し、現在はパソコンで管理をしていますが、それは本の題名を入力しているだけなので、柔軟性がありません。したがって、今回は蔵書の検索ソフトといたしまして、どこの場所にあるのか、貸出中であるのか、返却日など整理がしやすく、町民にサービスができるのではないかと考えています。そしてタッチパネルで本を借りたい方が、自分で選べるような操作のしやすいものを、3館に整備をしていきたいと思えます。本にはバーコードも貼り付けて、管理していくようにしていきたいと考えていますとの答弁でありました。

次に、成人式執行事業についての質疑に対し、20歳になった人の前途を祝うということで、

大変意義ある一つの儀式ではないかと思っています。これまでも実行委員会方式やいろいろなやり方もしてきて、今に至っています。ここ10年ほどはビデオレターという恩師の方々の励ましの言葉等をいただいています。これは大変好評で昨年は実施しておらず、1年途切れてしまったのですが、新成人から要望が多々あり、今年復活しました。まだやり方はいろいろありますし、講演や演奏で実施しているところも、全国で多々あります。機会があればほかのやり方もしていきたいと思っています。今回の予算では、今年のような形を想定して要求させてもらっていますとの答弁でありました。

次に、公民館管理運営事業の報酬で、海山と長島の報酬についての質疑に対し、合併して6年がたってくるわけですが、公民館については公民館長、主事の報酬は海山区、紀伊長島区で違っており、紀伊長島区の公民館7館の館長には、月9,000円を12カ月、主事には月7,000円を12カ月支払いをしています。海山区は公民館長4名について、年報酬として1万円、主事6名については町の嘱託という雇用の方法で給料を払っています。金額は月約12万円程度になります。

合併当時から海山区、紀伊長島区の公民館の形態が違っており、海山区については主事が常勤、紀伊長島区の場合は行事のある時だけ主事が出勤するということから、雇用の条件が違ってきます。館長については公民館の運営方針等で決めていただきますので、海山区、紀伊長島区についても非常勤で、業務のあるときは出ていただくという状況です。是正につきましては、3年ほど前に一度取りかかりましたが、是正までには至らなかった経緯がございます。それは海山区については大字単位で公民館があり、紀伊長島区は赤羽、東長島、長島区という大字の一つずつあるのですが、三野瀬地区は、海野、古里、道瀬、三浦と4館あります。これは各地域の公民館や区長との話し合いがうまくまとまらなかったということを聞いています。これについては、海山区、紀伊長島区、平等ではないのもう一度調整していきたいと考えていますとの答弁でありました。

次に、文化振興事業費が余りにも少ないのではないかの質疑に対し、予算は自主文化事業として260万円を計上しており、ぎりぎりの線だと思っています。ただ23年の5月にもNHKとタイアップして、真打ち競演というラジオ番組を公開で行います。22年度にはおかあさんといっしょを、NHKとタイアップして実施しました。また宝くじ事業団とタイアップして実施した事業があり、この予算以外にも努力してタイアップできる場所を探し、協力して少しでも皆様にいいものを見ていただけるよう、また聞いていただけるよう努力いたしますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行い、質疑に入り、一般被保険者国民健康保険料について、一人当たりの保険料は据え置きということですが、484万2,000円増えているのは、何か理由があるのかの質疑に対し、予算編成の際に、保険料の伸びを平成20年度、21年度の決算額及び22年度の見込みから試算しています。保険料率、額は据え置いています、基本被保険者の所得や数は変動しますので、過去3年の保険料が増加傾向にありましたので、その傾向をもとに試算した結果です。

被保険者数、世帯数については、年々緩やかに減少しています。平成21年度末と平成20年度末の比較では、20世帯の減となっていますとの答弁でありました。

特定健康診査事業費ですが、紀北町の受診率は平成20年度は県下で最下位、平成21年度は下から2番目という状況で、平成24年度で受診率65%に達しないとペナルティを課せられるわけですが、この状態だと達成できないと思うのがの質疑に対し、特定健康診査については、健診、受診期間は終了していますが、3月までは費用の請求と同時に受診者リストが送られてきて、年度末にならないと受診者総数はわかりませんが、現段階における受診者は999名で、前年度の受診者が1,025名ですので、ほぼ前年度並みの受診者数になるのではないかと予想しています。今回、国保連合会の医療費適正化支援モデル事業を受けており、在宅保健師に健康未受診者の訪問をさせていただきました。

平成20年度から平成22年度の3年間、未受診となっている方の中から、62名を抽出し、実際に42名の方を訪問しました。実施率は67.7%でした。未受診者のお宅を訪問し、受診勧奨をしていただいた際に、実施したアンケートの結果によりますと、皆さん健康を意識しており、健康に関心な方はいませんでした。健診を3年間実施しなかった理由については、仕事や家事で忙しかったという理由が大半を占めました。次に多かったのが、受診期間が7月から11月と長いため、いつでも行けると思っているうちに健診期間が終わっていたという理由でした。

担当して気になっていたのは、費用がかかるからという理由で実施しなかったという回答でしたが、今回の調査では回答数0でした。受診率向上には個人負担をもっと下げようか、無料にしなければならないのかと考えておりましたが、このアンケート結果を見る限りでは、個人負担の金額は未受診の理由にはなっていませんでした。来年健診を受けますか。という問いかけには1名を除き、全員の方が受けますと答えていただいておりますので、大いに期

待したいと考えております。訪問が終了した後に、訪問していただいた在宅保健師と国保連合会の方、福祉保健課の保健師と国保担当とで、報告会を行った際に、意見交換を行っています。その際の意見で、健康に対する受け止め方が、世代で異なることがわかったので、画一的な受診案内とは別に、世代別に受診の案内を行ってはどうか。受診期間が長いので、ある程度の区切りで未受診者に再度通知を行ってはどうか。職種で構成する組合に受診勧奨を行い、希望があれば組合員対象に集団健診を行ってはどうか。受診率を向上させるためにできることはどんどんやるべきという話としてまとめましたとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全員賛成。よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行い、質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての審査を行い、質疑、討論ともになく、採決に入り全員賛成。よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、平成22年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託され、継続審査となりました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。去る平成22年12月15日及び20日の両日、委員会室におきまして、委員6名全員出席のもと審査いたしました。継続審査となり、本年2月22日に委員会室において、委員5名出席のもと再審査を行いました。説明のため出席した者は、福祉保健課長及び職員でありました。

平成22年12月定例会において、本委員会に付託された継続審査となった案件は、陳情第4号 国への意見書提出を求める陳情書（社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず抜本的に改善することを求める意見書）、陳情第5号 国への意見書提出を求める陳情書（国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書）の2件であります。

まず、陳情第4号 国への意見書提出を求める陳情書（社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず抜本的に改善することを求める意見書）の審査については、陳情書を朗読、説明後、委員長から前の委員会においても、動向の変化もあるかもわからないということで、継続審査にした一つの理由がありますので、福祉保健課また議会事務局のほうから何か変動等がありましたら報告をお願いしますとの説明を求め、福祉保健課からはこの労働組合のほうから一度も連絡なり、そういった意見等の問い合わせはありませんでした。また議会事務局か

らはほかの町の状況について、調べた範囲で説明します。この陳情については回答のあるなしで詳しいところまでわかりませんが、9つの町に提出されており、取り上げたのが当町と多気町でした。後は、全議員への配付のみとか、議運へ諮って議場で配付のみとか、ほとんど議員配付のみで、後は提案される方という取り上げでした。多気町では12月議会で取り上げ、委員会、本会議で審議され、その結果、どちらも不採択だったと聞いております。その理由は、この陳情は郵便で送付されただけの案件であり、その団体も不明確でよくわからない団体だったので、不採択としますということです。三重県議会においても確認しましたが、県議会にも出されており、県議会でも同様に議員配付でした。その担当の委員会では、この件に関して特に議論はなかったということです。県議会では陳情は請願のように取り扱うということで、議員提案がなければそのまま終わるということです。

また、12月議会で継続の議決がなされた後、この団体について、文面について語弊を生むような記述があるため、継続審査となったと伝えましたが、そうですかというだけの答えでした。その後、その団体からどうしたいとかの要望は、本日、現在まで来ていませんとの説明でありました。

その後、委員から私も前回継続になったということから、団体の所在とかは確かめていません。ただこの陳情書の中にも公印が押されていますし、住所、電話番号もきちっと出されている限り、採択か不採択かは当委員会で決めなければならないという思いがあり、地域主権改革一括法案では、国も地方6団体もそれを進めてようと動きがあると聞いています。各論になるとかなり問題が多く、国保なんかも結構負担が多く、ほかの自治体もそうだが、何とか避けようという動きも努力されているように聞くが、市によっては違うし、財政的に裕福なところと悪いところの違いが極端に出てくるだろうと思う。この陳情書についての中身は最低限度の水準をとれと言われても、一括法案で上程されてしまうと、それもばらばらになる。そういう意味で一括法案そのものに反対する。しないよりも、こういう問題が起こってくるから、こういう陳情書が出されてきたということで判断すると。当然、この事業にかかわっている人から見ると、非常に大きな不安が出てきていると容易に推測できる。そういう意味で、前回は皆様から出されていたように、裕福な市町と財政的に逼迫している町とは、当然大きな格差になってくる恐れもあるし、最低基準も一括法案になると守られないことにもなってくる。そういう思いの中で、この陳情案件には賛成するべきだと思います。

またほかの委員から、地域主権が進んでいる中で、地方の自立が問われている。この陳情書は住民ではなく、名古屋市のほうの方で、町民からの意思が示されていない。町の特性に

あった方法で今後、いろいろな問題について、進めていかなければならないので、そのようなことで、この陳情書については疑問を感じていますとの意見が出されました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、合併なんかもそうですが、大きくなればなるほど、この一括法案という中身を見る限り、行財政改革も含めて一括したほうがいいだろうということは言われますが、しかし各論になると、本当に住民と密着した福祉や教育になると、結構問題が出てくる。こういう点では今のうちに意見を言わないと、後でしまったということになる。この陳情案件については、本当に福祉を守っていくという立場で賛成するものですとの討論がありました。

採決に入り、賛成少数、よって本案は不採択すべきものとして決定しました。不採択の理由としては、本陳情書は福祉分野における最低基準廃止に反対する趣旨と受け止めるものの、地域主権改革一括法案そのものに反対する記述があり、この陳情の文面は公益上の合理性に欠けると判断するためであります。

次に、陳情第5号 国に意見書を提出を求める陳情書（国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書）の審査について、この陳情に関しても福祉保健課と議会事務局に補足説明があればと委員長より確認しましたが、これにつきましても陳情第4号と同様でありますとの保健福祉課、議会事務局の答弁でありました。

次に質疑に入り、質疑なし。討論に入り、賛成討論として、先ほどの理由とまったく同じで、福祉や社会教育にかかわっているいろいろな団体にも、大きな影響を及ぼす一括交付金化ということで、本当に危惧する面が多いので、この意見書の提出に賛成しますとの討論がありました。

採決に入り、賛成少数。よって、本案は不採択すべきものとして決定しました。不採択理由としては、陳情書の内容は、地域主権改革が行おうとしている義務づけ、枠づけの見直し等について、すべての部位にわたり廃止などを求めている文面と受け止められ、公益上の合理性に欠けると判断するためであります。

以上で、本委員会に付託されました、15案件についての審査の経過と結果について、報告を終わります。

#### 川端龍雄議長

以上で、教育民生常任委員長の委員長報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長 中本衛君。

#### 産業建設常任委員長 中本衛議員

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成23年3月定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

去る3月10日、議案第10号 紀北町道の路線変更について、現地確認を行い、午前10時40分から第一委員会室におきまして、委員6名全員出席のもと、説明のため出席していただいた者は、産業振興課、建設課、水道課の各課長及び職員の出席で開催いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 紀北町道の路線変更について、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算、議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算の6件の審査であり、産業振興課所管分と建設課所管分、水道課所管分の順で行いました。

各議案順について報告をいたします。初めに、議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてで、中村産業振興課長のほか8名の行政側出席のもとに審査を行いました。

新旧対照表を見ると、第2項及び第3項が加わっているが、第3項の中の費用弁償日額1,100円というのは、農業委員会については1,100円ということなのかとの質疑に、平成19年3月の紀北町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するというものがあり、それに準ずるということで、町内の費用弁償、費用については、支給しないということで、特別職である農業委員会についても旅費、費用弁償は支給されていなかったが、今回、農業委員会に関する法律第18条により支給しなければならないという規定がありますので、今回、農業委員会委員に限り町内における現場確認の費用弁償として、日額1,100円を支払うということで改正するものでありますとの答弁がございました。

また日当及び旅費の額については、従来の紀北町職員等の旅費に関する条例により支給されるということかとの質問に、第2項にありますように、支給する旅費の額及び支給方法は一般職の職員に支給する旅費に例によるとありますように、一般の職員と同じであるとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

した。

次に、議案第10号 紀北町道の路線変更についてであります。山本建設課長ほか6名の行政側出席のもと、審査を行いました。

現地を見せてもらった払い下げの部分の平米数はどれだけあるのか。このような町の財産を払い下げる場合、規則、規定等があるのかとの質疑に、本議案は町道の路線変更にかかるもので、路線の終点部分の変更を行うということで上程させていただきました。本会議では隣接の地権者から払い下げの申請が出ているので、その方向で進めていると説明し、現地でもそのように説明いたしました。面積については、今後、申請者の負担による現地の実測により確定が必要です。おおむねの数値については、延長約40m、払い下げる部分が約2.5mで、面積としては約100㎡と考えています。今回のようなケースの手続きは、議会での町道路線変更の議決後、道路の路線変更告示、さらに道路区域の変更告示を行い、その後、道路の用途廃止の手続きが必要となるが、道路法の政令で、道路区域の変更後2カ月間は引き続いて管理を行わなければならないという定めがあり、その後でないと処分できないということになります。つまり道路法の手続きが必要ということになり、現在、町道ということで、行政財産となっているが、行政財産から普通財産に移管し、それから申請の手続きということになりますとのご答弁でありました。

40m×2.5mで100㎡とのことでありましたが、道路幅は4mとの説明ありましたが、どのようなことなのかの質疑に、現地の確認の際に、図面を配付いたしました。該当部分を赤と青の2種類で表示してあります。幅4mの道路の中に、上水道が布設されているので、水道管理者として、管理上必要な土地となる部分の1.5mを町有地として残し、払い下げ可能な土地になりますとの答弁でありました。

また売却価格の決定について、第三者の評価を入れるのかの質疑に、行政財産から普通財産へ移管ですので、普通財産になると財政課の所管になります。財政課の所管となり引き継ぐこととなります。払い下げの際は財政課で算定となると思いますが、平成22年3月にこの共同作業場の条例を廃止し、福祉保健課のほうで払い下げを行っております。その際に不動産鑑定評価を取ったと聞いているので、その価格が基準になってくるのではないかと考えていますとの答弁でございました。

以上で、質疑なく、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行います。採決の結果、議案第10号 紀北町道の路線変更については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。



次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）については、産業振興課所管分では、中村産業振興課長ほか8名の行政側の説明員出席のもと、審査を行いました。16ページのオートキャンプ場の施設利用料 775万円が増額となっている。施設利用者が増加したことに伴う増額と考えられるが、利用者の人数等の説明をとの質疑と、21ページの海山物産株式会社の決算書は公開できるのか、できれば公開していただきたい。

また21ページの町有林支障木伐採代金 1,404万 8,000円について、何年生の木を伐採したのか。もう少し詳細な説明をとの質疑があり、オートキャンプ場施設利用料については、現在のところ1万 4,000人程度の利用者を見込んでおり、前年度に比べ 200万円程度増加している状況であるとの答弁でありました。海山物産株式会社の決算書については、海山物産株式会社に確認したところ、公開することができるということなので、後ほど写しを配付することで、写しを配付していただきました。

次に、町有林支障木伐採代金 1,404万 8,000円について、伐採する本数は多いが、直径12cmから34cmの幅で、例としては34cmの場合は1本当り10万円、12cmでは2万 3,460円と、直径に応じて、補償を受けているとの答弁であり、詳細については後で資料を提出しますということで、後ほど資料もいただきました。

次に、44ページのきめ細かな交付金事業、商工観光課関係 1,600万円のうち、看板を66箇所設置し、委員会を立ち上げて場所を決定するとの説明を受けましたが、事業主体は町でいいのか。委員会に商工関係の方々が中心となって組織されると思われるが、そういう方々は商工会に加入している人たちと思われるので、商工会に委託することができないかとの質疑があり、事業主体は町で、看板の設置については紀伊長島区と海山区でいろいろなところに設置する予定であります。66箇所より増える場合も考えられ、早急に各種関係団体と委員会を立ち上げ実施してまいりたいと考えています。

今回の看板設置については、商工観光関係のみの看板でなく、役場、福祉施設等公共施設の看板も含まれますので、委員会の構成員については、商工会も含めて検討させていただきますとの答弁でございました。

以上が、産業振興課所管分の審査を終了し、次に建設課所管分では、山本建設課長ほか6名の行政側説明員の出席のもと審査を行いました。

山本建設課長から48ページの港湾管理費の港湾環境清掃委託業務 227万 1,000円の減額について補足説明と、歳入では17ページ国庫支出金、国庫補助金、土木費補助金、31万 9,000円の減、19ページ県支出金、県補助金、土木費補助金、93万円の減。20ページ県支出金、委

託金、土木費委託金 247万円の減。24ページの町債、町債土木費 310万円のそれぞれ減額の説明と、歳出では45ページの土木費、土木管理費の土木総務費、きめ細かな交付金事業 8,640万9,000円の増、46ページ土木費、道路橋梁費、道路橋梁新設改良費 199万1,000円の減額になったとの説明を受け質疑に入りましたが、質疑なく、質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第11号 紀北町一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会所管分は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、奥川水道課長ほか4名の行政側説明員が出席のもとで審査を行いました。

14ページの平成22年度紀北町水道事業予定貸借対照表は、電力会社のバランスシートによく似ている。固定資産を先にもってきて、流動資産を後でもってきている。固定資産明細書とリンクしているのかの質疑に、地方公営企業法に基づいて作成しており、固定資産明細書のほうからコンピューター等で管理し数字をあげているとの答弁でございました。

建物の償却が1億4,800万円、構築物が19億5,600万円、機械がいろいろある。これは定率法でやっているのか、定額法でやっているのか。何年で終わるのかの質疑に、定額法で償却しています。耐用年数は建物については、鉄筋コンクリートづくりのものが50年、構築物は取水施設が40年、導水施設が50年、浄水施設60年、排水管が40年で、機械の滅菌機が塩素を使うので10年、ポンプ設備は15年との答弁でありました。

流動負債の中の企業債の内訳の中のものをお願いしたいとのことについて、企業債明細書のコピーを配付していただきました。

4,000万円ぐらいの利息がかかっていますが、2%ぐらいの平均で借りているのか。5%以上のものは幾ら残っているのか。40億円の流動資産があるから返すことができるのではないかの質疑に、今、最低が1.5%から5%ぐらいで、2年ほど前に6%以上のものを繰上償還させていただいて、また3年先ぐらいには5%以上の高率なものは繰上償還していく予定で、5%以上のものは約1億1,800万円で、津財務事務所を通じて許可をいただき返すという形になりますと答弁がございました。

また1億1,800万円だったら、550万円。4億あるから返せないとは言えない。支払い利息4,000万円ある中身を考えてくださいとの質疑に、利息の高いものについては、随時許可をいただきながら返還していく計画でいますとの答弁でございました。

次に、損益の中の消費税はどのように計算されているのか。1,200万円ぐらいあるのです

かの質疑に、消費税は基本的に収入等で消費税をいただ、工事等で消費税を払います。その辺りを借受など計算しながら、年に2回ほど国税のほうに納めています。

水道事業収益は4億円のうち仮受の消費税は1,860万円程度、事業費用のほうが納付額が約1,110万円程度になるとの答弁でございました。

19ページの工事請負額が1億2,800万円減額しているということで、古里・道瀬簡易水道総合整備事業、これらの年度計画の遅れということも聞きましたし、長島隧道に通っている排水管を利用してうんぬんという話もありました。もう少し詳しくお聞かせくださいとの質疑に、古里・道瀬簡易水道統合整備事業というのは、平成19年度から平成22年度の4カ年計画で、当初計画しておりました。本年度が最終年度となっておりますが、JR関係、国道関係を水道管が横断するというので、関係機関と施工設計協議を重ねておりました。あと残りが配水管が約6,000mほどあり、その関係もあって平成23年、24年度、2カ年ほど県を通じて国に協議をして、2カ年ほど延ばさせていただくということで、県の許可をいただく書類をあげて、2カ年延ばす予定でございます。

それから長島隧道の話は、トンネル工事を行う場合、後からトンネルを掘り起こして水道管を布設するのではなく、トンネルの加工に際に先行投資で水道管を入れさせていただいていますが、長島隧道につきましても先行投資で水道管を入れさせていただいています。その管をつないで、古里・道瀬簡易水道と上水道をつないではどうかというご指摘をいただいたのですが、本管につきましては、国道42号線を長島造船のほうから紀伊長島リサイクルセンターまで通っておりまして、それについては100mmの細い管が入っています。それを150mm 200mmの太い管に布設替えしようとするのと、今は新しく橋ができましたので、JRの橋や国道の橋の2箇所の添架が必要になってまいりますので、いろいろ難しいという問題がありまして、海野地区のほうから新しく水道管を入れさせていただいて、海野地区に加圧ポンプ場をつくらせていただいて、配水池をつくらせていただいて、そちらのほうから古里・道瀬簡易水道に統合するという計画に現状になっているとの説明でありました。

トンネルに先行投資で配水管を入れたとの説明ですが、その配水管自体は使っていないということかの質疑に、その既設の管が100mmと細いのですが、上水道として回すように、その管は、昨年新しく町道古里・江ノ浦線の橋ができました。そのほうに添架させていただいて、長島隧道の上り側と下り側、両方もつなげていただいて、上水道をループする形にはなっています。しかし、まだ給水は開始しておりませんとの答弁でありました。

以上で、質疑なく、質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行い

ました。採決の結果、全員賛成で、議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計について、産業振興課所管分では、中村産業振興課長のほか、8名の行政側の説明のもとで審査を行いました。

81ページ、森林GIS導入事業のGISとは、どういう略なのか。82ページ、林業施設費が前年度より8,000万円程度の減額、86ページの水産振興費が約1,000万円の減額、87ページの商工総務費が約900万円減額、88ページの観光費3,500万円増額となっている。観光協会に対する補助金が50万円減額となっており、支援すべき産業振興の施策が減額されていると感じるが、それぞれの項目について減額の説明をとの質疑に、森林GIS導入事業は県の森林簿のデータを、紀北町のGISとして置き換える事業で、GISとはジオグラフィックインフォメーションシステムの略だそうです。

水産振興費の減額は外国人漁業研修生受入対策事業において、今まで町が第一次受入機関であり、漁業協同組合に委託していたものが、昨年7月に入管法の改正に伴い、漁業協同組合に受入れが変更になったことに伴い、委託費がなくなり補助金になったことによる減額が主なものであります。

林業施設費の減額について、森林整備加速事業で実施する中核作業道の整備ですが、この事業の規模縮小と、森林組合が実施する36年生以上の人工林を間伐する、美しい森林づくり基盤整備事業と高齢林整備間伐促進事業が、平成22年度で終了し、平成23年度では実施しないためであります。さらに商工総務費の900万円減額はのうち800万円が人件費で、昨年度から実施している地方消費者行政活性化基金事業が、今回150万円の減額となっています。観光費はふるさと雇用で2,300万円の増額と、古里温泉の修理等で1,000万円の増額などで、合わせて約3,500万円の増額となっております。紀北町観光協会補助金として、22年度の294万8,000円に対し、23年度が244万8,000円で50万円減額となっている。観光に力を入れると言っているのに減額とはどういうわけなのかの質疑に、紀北町観光協会については、平成22年度、協会が補助金を受けていて実施した、魅力ある観光地グレードアップ事業がなくなったためですが、平成23年度では町がその事業を実施する予定で124万8,000円を観光協会に委託することにしております。したがって、74万8,000円の増額になりますとの答弁に、特殊な事業の影響で補助金が減額となったということで、実質的な観光協会の運営費が減額になったわけではないと解釈していいのかという質疑に、そのとおりでございますとの答弁でございました。

86ページの漁業管理費の中の海岸保全施設整備事業について、5年計画で三浦漁港1億4,700万円、矢口漁港5,775万円と説明を受けたが、どういう事業内容を5年計画で行う予定なのか、事業内容の説明をとの質疑に、三浦漁港の海岸事業1億4,700万円は、5年間計画で370mの堤防、樋門2基、陸閘1基の改修を計画しており、平成23年度は測量試験費と堤防90mの改修を予定しています。

また矢口漁港については、事業費5,775万円ということで、既設の堤防の延長は870mありますが、平成23年度は測量調査のみを予定しているとの答弁に、矢口漁港の測量試験費5,775万円というのは高額に感じるが、妥当な金額なのかの質疑に、矢口漁港の海岸事業については、平成20年度事業計画書を作成しており、堤防のない区間、無堤区間をあわせて全体で堤防が2,280mのうち既設の堤防部分870mを5年間で改修する計画であり、概算であるが矢口漁港海岸事業の測量試験費は5,775万円と見込んでいます。

またこの2つの海岸事業については、事業費の5%程度で、県に受託事業として計画していますとの答弁がありました。

矢口漁港の今回の計画では、平成23年度は測量試験のみで、残りの既設の堤防部分の870mを4年間で改修ということですが、無堤、堤防のない区間の堤防については、5年後に改めて事業を計画するのか。それとも矢口漁港の既設の堤防の改修と同時に実施していく予定なのか。また三浦漁港の海岸事業については、まだ事業実施が決定ではなく、県及び国の採択を受けて実施していくということによいのか。さらにもし国県の採択が受けられない場合は、補正予算で減額するというによいのかの質問であり、矢口漁港の無堤区間、堤防のない区間については、堤防沿いの土地地権者、ノリ養殖業者、魚類養殖業者等とも、事業実施について協議していく必要があると考えており、今までも地元説明会を開催していますが、引き続き事業実施について協議を行いたいと考えております。

また、三浦漁港の海岸事業は、地元自治会等住民の皆様の要望があるため、現在のところ国及び県に事業採択の要望を出しており、事業を採択された場合、早期に事業着手ができるよう、平成23年度の当初予算に計上しているものでございますとの答弁でありました。

海岸保全施設整備事業の5年間の総事業費は幾らになるのか。また三浦漁港の海岸事業では、樋門を2基つくと説明を受けたが、樋門の工事費は高額になるのかの質問に、三浦漁港の海岸事業は5年間で、7億3,500万円、矢口漁港の海岸事業では8億2,215万円を計画していますが、実施測量等の結果で、事業費が変動することも考えられます。また三浦漁港の海岸事業の樋門2基で2億6,100万円を予定しているとの答弁でありました。

また三浦第2発電所について、三重県企業庁から中部電力株式会社に移管されると聞いていますが、そういうことが三浦漁港の海岸事業に影響し、予算が付きにくいということではないのかの質疑、三浦第2水力発電所が三重県企業庁から中部電力株式会社に移管されることと、今回計画している三浦漁港の海岸事業とは、直接関係ないものと考えておりますが、今後も県に対し情報提供等をお願いしてまいりたいと考えておりますとの答弁でございました。

平成23年度より産業振興課が農林水産課と商工観光課に分割される予定ですが、この委員会で議論されたこと等は、新しくなった課に引き継いで反映されていくのかに対し、機構改革後も予算等は新しい課に引き継がれてまいりますので、委員会で審議していただいたことも引き継がれてまいりますとのご答弁でございました。

次に、86ページの漁業振興対策事業 361万 8,000円と、漁業担い手対策事業19万 4,000円についての説明を求めました。説明では漁業振興対策事業 361万 8,000円については、ワラサ餌づけ事業補助金71万 8,000円、漁業近代化利子補給金 193万 7,000円、漁業共済赤潮特約事業補助金60万 3,000円、浮漁礁維持管理事業補助金36万円であり、漁業担い手対策事業 19万 4,000円は、海山区と長島区の中学1年生の生徒を対象にし、漁業に親しみを持ってもらうことを目的に水産スクールを平成19年度から実施しています。平成21年度には 157名、平成22年度では 136名の中学生が参加しており、平成22年度まで紀北中学校と潮南中学校の生徒を対象にしておりましたが、平成23年度からは三船中学校と赤羽中学校も含めた生徒の参加を呼びかけたいと考えており、約 150名を予定しています。内容としては県職員の水産技師に依頼し、水産講習会を開催することと、磯観察を実施していますとの説明がございました。

それに対し、漁業担い手対策事業の事業効果はどうか。また東北地方の市町村と紀伊長島区の小学生が交流事業を実施していると聞いているが、漁業担い手対策事業に含まれているのか、継続されているのかとの質疑がありました。漁業担い手対策事業の事業効果については、数字として結果を出すことができませんが、中学生の方々に少しでも水産業に興味を持っていただくことを目的に事業を実施しています。また紀伊長島区の小学生の交流事業については、宮城県気仙沼市が市の予算で招待していただいているものであり、3年ごとに実施されているものと答弁がございました。

次に、紀伊長島区では、かつお中型船が6隻あると聞いていますが、海山区では中型船が1隻廃業され、現在はかつお・まぐろ中型船は2隻となってしまっており、このままでは海

山区の漁業の立て直しを真剣に考えなくてはならないと考えています。また今回、産業振興課が2つに分割されることから、水産振興に取り組みやすくなったと考えられますので、漁業の振興について協議し、漁業振興対策事業の予算をもっと増額して、水産業の振興を推進してもらいたいとの質疑があり、漁業者や漁業の代表で構成される紀北町水産振興連絡協議会があり、年2回程度会議を開催し、視察研修等も行っています。今後も漁業者との話し合いの場をもっていきたいと考えているとの答弁でございました。

漁業担い手対策事業19万4,000円ではあまりにも少ないと考えられ、ぜひ水産業振興の予算を増額して頑張ってもらいたいとの要望がありました。

次に、79ページの農地費の中の緊急雇用創出事業（農林業施設維持管理事業）1,997万5,000円について、人件費として6名ぐらいでみているのか。労災のみ加入しているのか。1年間の短期雇用なのかの質疑に、人件費は1,470万2,000円を見込んでいます。社会保険も加入していますし、1年間の雇用との答弁がありました。

次に82ページの町有林造成費7,031万円と分収造林525万9,000円で、委託などを行って管理しているのか。町有林は何ヘクタールあるのか。分収造林は525万9,000円で少ないと感じるかどうかの質疑に、町有林は3,990ヘクタールあり、そのうち人工林は委託事業と直営の2つに分けています。委託事業は枝打ち、防護柵設置、間伐等で、24.25ヘクタールを事業費1,503万1,000円で委託しています。町有林全体を管理していますが、その中でも枝打ちや間伐等施業を必要としないものもあります。また分収林については、国の予算ですべてを補助していただいているので、国の予算が減額したためでありますとの答弁でございました。

次に、88ページの中小企業指導育成事業の中の商工会への補助金について、1億円以上の財源を持っていると思われる団体に、どうして補助金を行うのか。これは補助事業なのか、また交付金が国から町に入っているのか。もし一般財源である場合、町財政が苦しい時に、この補助金が必要なのか。また補助金の要望が出ているのかとの質疑がありました。

中小企業指導育成事業で商工会に平成18年では1,360万円、平成19年度は1,224万円、平成20年度からは1,162万円の補助をしています。この補助金は一般財源であり、合併時商工会からの要望があり、その後、少しずつ減少していますとの答弁でございました。財源に余裕のある商工会に、なぜ補助金を出すのか。これは慣例化しているのではないのかとの指摘がありました。

以上で、産業振興課分の審査を終了し、次に建設課所管分の審査を山本建設ほか6名の行

政側の説明員出席で行いました。

92ページ、嘱託職員の賃金2人分540万5,000円については、短期雇用か継続雇用かの質疑に、道路橋梁維持費の嘱託職員の2名の賃金で、建設課の道路維持の作業を行う直営班で、職員2名、嘱託職員2名の4名体制で行っており、その嘱託職員2名分の賃金です。合併前に紀伊長島町時に採用した職員であり、待遇等については特別に建設課にて規定を設けています。一般的な町の事務、補助員等に関しては、総務課で嘱託職員の規定を設けていますが、道路橋梁維持費の嘱託職員については、現場の作業という特殊な業務なので、別に定めを設けていますとの説明がありました。

それに対して、例規集には載っているのかとの質疑につきまして、起案して、町長の決裁をいただいていますとの答弁でございました。

また作業に対して年間の勤務状況を把握しているのかとの質問もあり、業務については毎年行っており、主に道路の舗装修繕、夏場の草刈り、町の管理の公園の草刈りなど、主に建設課の業務を行い、状況によっては産業振興課や教育委員会の応援も求められるので、状況に応じて対応しているとのことでした。

また2人で作業している状況で、町民の要望や各課の手伝い等を十分に消化できているのか。また直営班の増員等の希望はないのかの問いに、嘱託職員は2名のほか正規の現業職員の2名の4名体制で行っており、舗装修繕工事用の小型パワーショベルにダンプカー2台、そのほか小規模工事用の機械もあり、合併前の紀伊長島町にあった制度を、紀北町にも引き継いでいます。特に海山区ではこのような制度がなかったこともあり、範囲が広がったにもかかわらず非常に対応が早いと高い評価を受けていると認識しています。行財政改革の中で廃止という位置づけに決定されましたが、継続していくということで、23年度においても引き続き予算計上しています。増員については、町長も住民の方から高い評価を受けているということもあり、検討するという状況ではありますが、ただちに23年度、24年度に増員して、体制を強化していくということは、現時点では決まっていませんとのことでした。

このことに対しまして、迅速で丁寧なので、町民から重宝がられている。2名だけではなく、両区に分けて業務ができるような体制ができないのか。職員削減となっているときに、増やすのはどうかと思うが、できることなら町長に強く要望していただきたいとの要請に、担当としては現状維持もしくは町長の判断のもと、検討と考えていますとの答弁がございました。

次に、93ページの町道路線改良事業、町単分工事請負費の内訳について、船津駅前道路改



良事業 2,900万円、小山山側線道路改良事業 2,100万円、相賀本地 2 号線道路整備事業が 1,700万円、船津小笠原 2 号線道路整備事業が 700万円、以上 4 路線で合計 7,400万円ですとの説明がございました。

次に、96ページの公園費について、県営公園事業負担金 1,000万円と、公園管理費 1,074万 5,000円の 2つの予算説明の求めがあり、県営公園事業負担金 1,000万円は、県営熊野灘臨海公園整備事業にかかる町の事業負担金です。23年度については大白公園の多目的広場の整備、県事業費が1億円で、町がその10分の1の負担なので、1,000万円の計上です。公園管理事業については、町が管理する13都市公園の管理運営にかかるもので、特に23年度においては赤羽公園野球場の防球ネットの工事費 986万 6,000円を計上しています。通常ならもっと低いのですが、赤羽公園の工事請負費の分で例年に比べてかなり多くなっていますとの説明がありました。

赤羽公園野球場防球ネット 986万 6,000円は、バックネットのみの設置の工事費か、正式名称は赤羽公園野球場でよい、整備により公式の大会を開催したり、安心して練習できるようになるのかの質疑に、現在、赤羽公園野球場の施設の状況は、バックネットは既存のもので高さ 9 m、長さ28m、野球場全体の高さ 1.8mのフェンスが、外周 347m、防球ネットはレフト側、赤羽川河川敷に高さ 7 mで延長80m、赤羽川堤防の上に設置されているので、バックネットと同じ高さです。今回計画している1塁側については、幼児用の遊具とテニスコートがあり、現在高さ 3 mで長さ84mほどあります。最近、準硬式野球での利用が増え、遊具で遊ぶ幼児やテニスコート利用者の安全性を向上させることから要望があるので、ライト側に高さ10m、延長が 100mの予算を計上しています。施設名は赤羽公園で、その中の施設として野球場です。面積が 9,700㎡、両翼が91m、センターが 102m、内野部分は土、クレイ舗装、外野部分は芝舗装という状況になっています。現在、ここの管理運営は教育委員会となっており、利用状況等を確認したところ、準硬式ではライト側に防球ネットが設置されていないということで、バッティング練習を少し控えていると聞いていますので、今回設置されることにより安全性が向上するので、硬式、準硬式の利用が行われると考えていますとの答弁がございました。

県営熊野灘臨海公園の維持管理を以前、町が受け、業者が行っていたが、現在は県の直営なり町が関わるができないのか。また意見をすることができないのかのご質問に、過去に熊野灘臨海公園の管理委託を県から受けていた時期もありますし、また町が指定管理の指定を受け管理していたこともあります。平成20年度で指定管理の期限が切れ、平成21年度か

ら5年間の指定管理者の募集の際に、紀北町としては申込みをしないと、前町長のときに決定し議会等で質疑があり、説明しています。

現在、熊野灘臨海公園の管理業務については、第三セクターの紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社が行っています。これは町も県も出資し、季の座を運営している株式会社サン・サービスが50%以上の出資で行っている第三セクターでございます。管理について、町が申し入れすることについては、基本的には町民のほか利用者からの苦情や提案等については、本来管理者である県に、小さなことであれば第三セクターに伝えるという対応をしていますとの答弁がございました。

大白公園を利用している町民から芝生が鹿の汚物、糞等で大変汚れており、利用しにくいと以前からもありましたが、最近特にひどく清掃方法が変わったわけでもないのに困っているとのことでした。機会があれば伝えてほしいとの要請に、最近鹿が増えてきていると他の地区でも聞いていますので、どのような対策が適切なのか、柵のようなものをすのか、また清掃の頻度を高めるのか、そのような声があることを、県へ伝えますとの答弁がございました。

以上で、建設課所管分の審査が終わり、次に水道課所管分の審査。

川端龍雄議長

委員長、ここで、町長、フィルムのあるもので、よろしいですか。水道課から午後

産業建設常任委員長 中本衛議員

今議長から要請がございましたので、水道課のほうはこの後。

---

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。午後1時から開催いたします。

(午後 12時 13分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午後 1時 00分)

---

## 川端龍雄議長

産業建設常任委員長 中本衛君、委員長報告をお願いいたします。

## 産業建設常任委員長 中本衛議員

それでは、休憩前に引き続き報告をさせていただきます。

次に、水道課所管分の審査を奥川水道課長ほか4名の行政側説明員出席で行いました。初めに今回の一般訴訟費の520万4,000円については理解できますが、当初の裁判にかかった費用は幾らかなのかとの質問に、平成8年から平成19年の途中で前の訴訟が終わっています。前訴については、平成19年度の一部も足して5,235万5,193円になります。これは決算額となります。19年度の途中で今の損害賠償訴訟に変わっておりますので、19年度が500万円程度ありまして、19年、20年、21年の3カ年で1,088万3,235円という決算の数字になっています。本会議で言っておりました数字ですが、19年度途中までに5,235万5,193円と言いましたが、19年度分の73万8,610円を引きますと、本会議で言われてました平成18年までの額5,163万6,583円という数字になりますとの答弁がございました。

確認しますと、前訴の部分では5,235万5,193円かかったということですのでとの問いに、はいそうですとの答弁がございました。

次に、今の損害賠償の金額ですが、最初は160億という数字が出て、その後200億という数字が出て、その後60億と数字が出て、そして今は49億という数字が出てきました。今の訴訟額に対する町のリスクとしては60億ということでよいのかとの質疑に、最終的に出てきました49億円とその遅延金が原告の今訴えている上限というふうに考えておりますとの答弁でございました。

また答弁に対して、そうしますと60億円という金額はもうなしで、約49億円プラス遅延金ということですが、遅延金をプラスしますと幾らと想定されるのですか、現時点でははっきりしていないのかとの質問に、遅延金は年5%として計算しますが、計算はしていません。基本的には49億円プラス遅延金が年5%かかると原告は主張していると認識しております。

それから約 207億円の内金60億円というのがあったと思いますが、その 207億円というのは損害金が平成7年度から21年度までありまして、それにプラス弁護士費用等があって、約 207億円という数字になっておりまして、最終的に出てきました49億円につきましては、原告では契約仕様書等が新たに出てきましたので、再度、年度ごとに計算しますと、21年度までで、今現在では最大約49億円と遅延金ということだと思いますとの答弁でございました。

次に来年度の予算として、訴訟費用 502万 4,000円がありますが、内訳として、報償費とか旅費とかかが出ておりますが、それは弁護士の費用としては訴訟に関しては何回分であるとか、打ち合わせとして何回あげられているのかの質疑がありました。報償費は口頭弁論を津で行っておりますが、口頭弁論の弁護士費用を県外の方ということで、3人分の年8回、1回5万円×3人の8回をあげております。それから弁護士による打ち合わせを名古屋のほうで行っております、弁護士は東京、津、名古屋の方がおりますので、名古屋が中間拠点ということで、打ち合わせをやっておりまして、4人分の6回を計上させていただいています。

それから口頭弁論で津まで来ていただく旅費につきましては、8回分ということで、総額60万 1,120円計上させていただいております。あと役務費の 157万 5,000円ですが、訴訟にかかる弁護士への中間手数料としまして、1事務所10万円ということで、5事務所分の52万 5,000円を計上させていただいています。それから訴訟にかかる特別な意見書等が必要になることがありますので、意見書作成料としまして 105万円を見込んで計上させていただいています。主なものは以上ですとの答弁でございました。

次に、産廃訴訟で町が使ったお金というのは 5,235万円程度ということですが、浜千鳥側が使った裁判費用というのは、町に請求とかをして示されているのですか。最高裁による判決が下ったままでの費用というものについてですがの質疑に、裁判で町が最終的に配慮義務ということで敗訴して、裁判費用を町が支払いなさいといったことでよろしいでしょうか。課長が改めて再度聞きなおしまして、それに対しまして、当町には届いておりませんとの答弁があり、それに対しまして当然それは町が支払わなければならない金額、請求された場合には幾らかわかりませんが、それプラス裁判に負けたことによって、慰謝料的なものをプラスアルファされるといったことはないのですかの質問があり、基本的には前の訴訟において町が敗訴しまして、裁判費用を町に支払いなさいというのは、私たちが確認しておりますのは、紙何枚分あるとか、弁護士に払う日当であるとか、そういったものを計算して裁判所の書記官に確認させていただいて、それをOKしたものが町のほうに来て、町が支払いというの

が判決文の中の裁判費用というふうに聞いております。

今言われました慰謝料や弁護士と一般的に契約する弁護士費用は、裁判所は町が敗訴したことによって支払いなさいと言っている金額には含まれないと聞いておりますとの答弁でございました。

次に、津で行っている損害賠償等請求事件ですが、予定と言いますか、どれぐらいの期間である程度のめどがつきそうですかの質疑に、現状としましては2月にありました口頭弁論で原告の主張につきましてはほぼ終わったと、それに対して町の反論主張を行います。それで決まっているのは、2回の口頭弁論が決まっておりますので、私の立場としてはその後の流れにつきましては、どうなるかお答えできませんとの答弁でございました。

以上で、水道課所管分の質疑なく、質疑を終了し討論に入りました。反対討論、賛成討論なく採決を行いました。採決の結果、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算の産業建設常任委員会所管分は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計について、奥川水道課長ほか4名の行政側説明員の出席のもと審査を行いました。

初めに、27ページの賃金の備考欄で、臨時職員賃金を嘱託職員賃金にと訂正がありました。

次に、23年度の水道事業会計ですが、計算してみますと、大体1トン当たり平均で月に23トンぐらいの水道水を使っていて、1トン当たり3,500円ぐらい費用がかかっていると思います。口径にもよりますが130円ぐらいだと思いますが、水道の利用量が減ってきたら大変になるということを聞いておりますので、9,622戸の中の振り分けをしているのかどうか、大口と小口の振り分けをしているのかどうか、平均すると各家庭は大体月に20トン使っていますが、そういった分析はしていないのですかの質疑に、統計はとっていませんとの答弁でございました。

またいろいろな事業者があったり、各個人があったりしていますが、基礎的な水道を使う方と、今、高速道路の関係で水道を使っている方がいるというけれども、そのあたりのことを予測した事業計画を立てないと、あくまで企業会計ですので、分析をしていただきたいと思います。9,622戸の給水者、給水を受けている事業者、個人、いろいろあろうかと思いますが、ぜひお願いいたしますとの要望があり、これからそういったところを検討していただきたいと答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、全員賛成で、議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算は原案のとおり

可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の報告を終わります。

#### 川端龍雄議長

以上で、産業建設常任委員長の委員長報告を終わります。

次に、庁舎建設等調査特別委員長 中本衛君。

#### 庁舎建設等調査特別委員長 中本衛議員

続きまして、平成23年度3月定例会におきまして、庁舎建設等調査特別委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果についてご報告いたします。去る3月11日、午前9時30分から別館会議室におきまして開催いたしました。説明のため出席した者は、総務課長及び担当職員であります。

本委員会に付託されました案件は、議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算の2件であります。それでは審査した議案順により経過と結果について、ご報告いたします。

初めに、議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例の審査を行いました。質疑に入り、町長はスポーツ交流大会誘致に力を入れるために、施設整備を進めると言われていますが、既設の運動公園の備品が当初予算にあがっており、レク都市公園の整備もあることから、力を入れているはわかりますが、スポーツ合宿や誘致を商工観光課か生涯学習課か明確でない。本会議でもお尋ねいたしました。連携してやるとの答弁でしたが、あいまいでありましたので、具体的に説明してくださいとの質疑がございました。それに対して、事務分掌は生涯学習課では町民の皆様のためスポーツ、健康づくりの推進、施設の整備、管理に関する事で、また大白公園については、管轄しています建設課が担当するものと考えています。ただ全部で協力しあうということで、スポーツ振興や誘客を進めたいと考えています。今回、分けさせていただきましたことは、商工観光課については、誘致ということでは主になると思いますが、それに伴うスポーツ施設の整備については、生涯学習課と考えています。

また施設整備と観光については、今までも責任のなすりつけ合いをしている。30年前から古里地区で高校の陸上合宿が行われているが、町長はじめ役場の職員は一部も挨拶に来たことがない。合宿により約600万円のお金が地元で合宿費を含め使われている。練習については普段学校で行えない砂浜トレーニングやクロスカントリーを行っている。合宿に対する世

話を役場は誰もやらない。熊野市は誘致のために市長が出向いている。連携という言葉は、責任のなすり合いになると思うが、どうですかとの問いに、先ほど議員から指摘がありました責任のなすりつけ合いということですが、役場から出向いてないということは事実です。ただ弁解になるかもわかりませんが、ソフトボールで古里温泉を活用していただいたと連絡が入りました時は、町長が出向き挨拶をさせていただいています。

指摘のありました責任のなすりつけ合いは、一番いけないことですので、分割したとしてもなすりつけ合いが起きないように、町長から各課に伝達をしていただくということで、よろしくご理解いただきたいと思えますとの答弁でございました。それに対して商工観光課に移せと言っているが、その答えがない。ソフトボールについては町の努力ではなく、協会の方が紀北町の出身であるため、来てくれている。熊野市では市長はじめスポーツ交流課職員が誘致からお世話まで行っており、施設も整備されていることから、大きな大会も行われている。だからスポーツ振興に関わる部分は、商工観光課に移すべきと考えています。明確にご答弁をお願いしますとのことに、熊野市の担当の方とお話したこともございます。今後、分割する中で誘致については観光課関係にかかる部分だと思っています。ただ町民にかかるスポーツについては、生涯学習課にかかる部分、交流を含めたスポーツについては、商工観光課になることは多々あるかと思いますが、生涯学習課を含めグループで進めていきたいというのが現状の考えですとの説明がございました。

次に、町の特徴としては一次産業と豊かな自然、それを一体化することにより、活性化すると思うのですが、現行の産業振興課は網羅していますが、分割する理由と効果を説明してくださいとの質問に、分割の理由と効果ですが、理由については前々から町長は一次産業に力を入れたいと考えており、また近畿自動車道紀勢線の開通を控え、観光にも集中して力を入れたいということで効果については検討する中で、メリット、デメリットがありましたが、集中して行うには分割するほうがメリットが大きいということであり、効果についても現れるものと思っておりますとの答弁でございました。

次に、スポーツ振興については、生涯学習課、商工観光課はサポートと考えています。また各団体などの要望の把握に努め、今後も古里地区に継続して合宿が来てもらえるよう対策を行う必要があると考えますがの質問に、各種団体、クラブなどの要望は把握を積極的に行い、町内の施設を活用していただくようにしなければならないということは、認識しており担当へも伝えさせていただきますとの答弁でございました。

課を分割する案は、トップダウン、ボトムアップのどちらですか。また担当課への相談は、

課長だけですか。係長などへは相談しなかったのですかの質問に、上程するにあたり町長、副町長等も含め議論をいたしました。町長は以前より産業振興課はキャパが広すぎる、もう少し絞り協力しあう体制と考えており、担当課長などからも意見を聞き、最良の方法は何かということで、メリット、デメリットがありますが、メリットのほうが大きいという判断のもと、議案を上程いたしました。さらに産業振興課の件については、紀北町になってから分割、統合の話がずっとありました。課の内でもそのまま分割として、意見がそれぞれありました。職員から町長へ直接提案もあり、それらの意見も含めて判断し、上程したものと認識していますとの説明でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論はございませんでした。賛成討論として、産業振興課は極めて広く、大変課長が苦慮しているのはわかります。ただ現実には分散しすぎてきっちりなされていない。分割するのは賛成しますが、事務分掌の部分で例えば生涯学習課で持っているものを、商工観光課や企画課に移すなどして、地域の活性化に結びつけた取り組みができるよう見直しを行っていただきたい。地域の活性を目指す課に大規模なスポーツ合宿、大会の誘致については生涯学習課から事務分掌をこちらに移すことを含めて賛成しますという討論がございました。

採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、当委員会関係分の審査を行いました。質疑に入り実施設計の700万円の内容、また、どのような工事に対する設計なのかの質疑に、700万円については紀北町の算出基準により、概算工事費、業務日数、人件費単価などにより積算しています。改修及び耐震工事にかかる設計で、解体工事は組まれておりませんとの答弁でございました。

設計を内部で行うのか、外注するのか、どちらですかとの問いに、外注ですとはっきり答えていました。それに対してさらに、一昨年だと思いますが、役場内でされた概略設計か何かの図面を見ましたが、樹木を切り払い駐車場にしようとしており、遺憾に思っていました。安ければよいという発想である。あれだけの樹木がそろっているところはない、だから役場内で設計をやってほしくない。きちっとコンセプトを持った自然環境との調和など含めた設計が必要であると考えているので、外注は大いに賛成です。さらにそういうことから、課長の答弁では外注させていただきますと、二度も答弁がございました。

それに対して外注ということですが、外注なら役場で再度手を入れることなく、成果品に



において入札すべきであるとの質問があり、外注したものについては、単価等のチェックはしていたと思いますか、根底から壊すことはあってはいけないことですので、きちりとしていたものと思っています。いろいろな意見を交えて設計していただくということに徹したいと思いますとのことでございました。

関連して、5億2,000円という工事費は、誰が設計されたのかの質疑に、職員で概略の設計をいたしました。設計の中身については、委員会をはじめいろいろな意見により変わる部分もあろうかと思いますが、工事内容は耐震補強工事が6,900万円、改修工事1億6,200円、昇降機3,000万円、設備工事2億400万円、外構工事5,000万円ですとの答弁でございました。

町にそれほど優秀な技術職員がいるなら、設計委託料は必要ないんじゃないかと思いますがと質疑に、耐震補強等設計等のできる部分、できない部分が出てくると思われ、いろいろな面で勘案し外注ということにさせていただきました。

また確認ですが、5億2,000万円ありきの設計ではなく、これから外注するというので、相談しながら変更もあるということですのでよろしいですかとの質問に、設計費を積算する必要があるため、概略設計をしており、今後、設計していく中で、多少の変化は出てくるものと認識しています。

次に、課など配置した構想図はないのですか。決まっていなければ設計はできません。町の技術職員は1級の資格を有しているのです、設計できるのではないのですか。議会、町長などに相談しながら検討し、設計すればいい。耐震については町内の耐震診断士に確認すればできるはずではないのですか。設計してから部屋割りするのは、逆じゃないですかとの質疑があり、庁舎移転検討チーム、課長などでいろいろ検討をしています。この部屋に何かを配置するというものではなく、一階に住民に直結した課を配置するということを検討しており、設計を依頼するまでは、案を考えて提示する必要がありますが、現段階では決定していません。秋ごろから半年間で設計する予定ですが、昨年度から検討チームにより配置についても検討し、課長の方々においても検討中であり、町長も案を持っていますので、まとまった段階で立ち上げていただきました。庁舎建設等調査特別委員会の意見も交えて、最終的にこういうレイアウトをお願いしますとかいうことで、入札に入っていきたいと考えていますとのご答弁でございました。

それに対して実施設計が700万円もかかるのですかと質疑がございました。700万円の根拠については、先ほど申しあげました概算工事費をもとに積算しています。ただ、設計す

るにあっては、議員の言われるように、いろいろな図面を出して、これでということは承知していますので、秋までにはこの委員会の意見もお聞きし、私ども検討、研究した部分も含めて1つの案をつくって、設計者と協議しながら進めていきたいと思っておりますとの答弁でございました。

次に、入札の方式はコンペなのか、プロポーザルなのか、環境面も含めた提案型のプロポーザル方式が望ましいと思っておりますがの質疑に、入札の方式ですが、いろいろな方式があります。庁舎ということで、大枠が決まっており、教室を事務所などに改修することから、一般の入札を考えています。ただご提案をいただきましたのは、検討していかなければならないと感じましたとのご答弁でございました。

最後であります、一般競争入札はいいですが、町内だけにさせていただきたいとの要請があり、それに対して町長からも町内業者でできるものは、できる限り町内業者でという指示もいただいておりますので、そのように進めていきたいと考えていますとの説明でございました。

以上で、質疑を終了し討論に入り、賛成討論はございませんでした。

反対討論として、合併協定については認識いたしております。特別委員会をもって議論を重ねることは、必要だと感じております。しかし、財政の見通しについても十分な検討がされていないような気がしますので、反対いたします。

また庁舎建設ありきということに疑問を感じます。財政が悪いと執行部が言っています。その言っている中で、庁舎を建てて町民が喜ぶますか。ほかのところに使ったほうがいいのではないかと。損害賠償の問題もあります。合併協定書にて5年以内につくるとありますが、紀北町も変化しているから、変化に対応して考えていかなければいけない。町民主権の考え方で議論するのはいいが、町民の意思も尊重して検討すべきだと思っております。特別委員会をつくるのは結構ですが、この予算をつけると改修まで進んでしまうことから反対しますという討論もございました。

また、25年1月という言葉、町長が9月議会で明言していますが、しっかりとした全体計画が示されていない。昨年来、求めてきた跡地利用、どのような機構にするのかということの回答が得られていない。これから出てくるだろうと思っておりますが、現在の段階ではいただいておりません。決議を見てみると、執行部はまず予算を認めよと。その後で討議していくという姿勢を一貫してとっておられます。我々議員として、予算をそれではチェックできないと思っております。プランがあって、こういうふうになるからということで認めないと、私はチ

ェック機能が果たせないと思います。そういう理由から反対ですとの討論もございました。

また次に、今なぜ必要なのかということで、何度も言ってきました。今も気持ちに変わりはありません。今回も設計委託料 700万円について反対いたしますとの討論もあり、次に、紀伊長島区の町民とも話をしましたが、庁舎移転について、こだわっていない方もたくさんいらっしゃると思います。高速ができ、経済が落ち込み、借金が増えるということだけの中で、庁舎の問題についても両区の力を合わせて発展していくということを考えれば、庁舎の問題は時代の要請に応える必要があると考えます。

決めたからといって固執するはないと思います。海山区の町民の住民投票で可決された以外のことは反対である。したがって、700万円について反対するものである、財政上やらなければならぬ第一次産業の再建に総力をあげるべきである。以上の点から海山区の住民のほとんどが反対していることから、反対するものであるとの討論がございました。

次に採決に入り、賛成多数。よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

#### 川端龍雄議長

以上で、各委員長からの報告を終わります。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

いろいろすったもんだしたようですけども、なぜこの3条のですね、もっとも確実な有価証券に変える。これはですね、一般的に見て、社会通念上見た場合にですね、預金か現金、定期預金、なぜ有価証券という言葉が使われるのか、私には解せないです。それを町長は最終的に決定するというのは、金額は少ないでいいですよ。だからこの有価証券について、どういうふうな、いわゆる認識をもって、私はちょっと納得できないんですわ。それについてのご答弁をお願いします。

#### 川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

## 総務財政常任委員長 北村博司議員

議案第1号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例について、瀧本議員のご質疑にご答弁申し上げます。的確な答弁ができるかどうか。ちょっと危惧するところでもありますけれども、本案に対する委員会の議論の中で、有価証券の取り扱いについての議論とか、ことがありましたんですけれども、現実には有価証券つまり日本国債、これは実は途中で訂正を、議事録から訂正してもらったんですが、国債という表現だったら、国債だったら世界中のどこの国の債券も該当しますんで、日本国債って限定したことに表現を改めさせております。有価証券がこの条例の中で、記述されていること自体にご批判なんです。こういう運用の枠として、将来ともに残させてくという理事者のほうのご答弁で、現実には日本国債だけに、過去に実績があると、現在はしてないということで、ただこの表記はこのまま残させてほしいと、残しておきたいと。日本国債を買える道を残してほしいということで、それ以上の議論はございませんでした。よろしいでしょうか。

## 川端龍雄議長

瀧本攻君。

## 5番 瀧本攻議員

非常にこの点についてですね、委員長はご苦労されたと思うんです。執行部はですね、この件、変えようとしませんね。こういういわゆる執行部行政ではですね、時代に対応した、私は行政ではないと思います。だから委員長は非常にご苦労されたことはわかります。だけど、こういう表現の仕方はですね、いわゆる町民と執行部の間に、当然乖離が生まれますね。だから国債なら国債、国債でも目減りするかわからんのや、これね。もうランクが下がってきたんですから、だから現金なら現金と。委員長の報告はそれで承っておきますので、わかりました。いいです。

## 川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第2号 紀北町暴力団排除条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

## 川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

本会議場で質疑あったんですけども、この学校ですね、耐震構造について、決まってしまうもので、どうしょうもないのかな。差金が1億2、3千万出たと、1億2、3千万ね。

川端龍雄議長

これは総務財政の部分ですので。

5番 瀧本攻議員

すいません。

川端龍雄議長

よろしいですか。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番東篤布。総務財政委員長にお尋ねします。99ページですね、4目の水防費とですね、5目の災害対策費と、それからその5目の中ですね、5目の中では災害対策事業と、防災

行政無線管理事業、そしてもう1つ自主防災組織対策事業について、お尋ねします。

まずですね、4目の水防費のところでございますけれども、その中に当町に151箇所あります樋門管理の委託料の点なんでございますが、総務財政委員会があったのは、確か今回の11日の大震災のある前であったかと思われませんが、当然以前からも問題になっております、この樋門の管理等ですね、いざ地震と、津波となった時にね、誰が閉めにいくのか、どれだけの時間で閉まるのか等々の問題が、過去にも取り上げられておりましたけれども、今回この樋門管理委託料のところですね、そういったお話がなかったのかどうかですね、お尋ねいたします。

そして次に、災害対策事業でございますけれども、同じく99ページでございます。三重県防災ヘリコプター連絡協議会負担金73万8,000円でございますけれども、三重県もようやくドクターヘリを導入してくれると、このように県議会のほうでは聞いておりますけれども、本日でしたか、ちょっと新聞見ておりますと、長野県は2機目の防災ヘリを、ドクターヘリを導入するんだと。三重県はまだそのような発表がございませんけれどもですね、連絡協議会等に予算を出すのはいいんでございますけれども、お金を出すと同時にですね、当町からそういう意見をですね、申し述べていただいておりますのかどうか。またそのような質疑があったのかどうかという点をお尋ねしておきます。

それで次、続きまして、同じくですね、5目の災害対策費であります、その中でですね、防災行政無線管理事業とございまして、今日、先ほどの先般の説明の中で、3月以降ですね、でしたか、この防災無線、当町が入れております、この機械メーカーがですね、販売を中止するような話がございましたけれども、これは製造中止ですね。ここが総務財政委員会ではそのような情報が当然出ておられたと思いますけれども、どうするんですかね、製造中止になったら。こんなもの入れたらあかんわさ、当初から。

具体的にですね、もう製造中止、いわゆる部品もないわけでしょう。具体的に今後どうしていくのか等のですね、話し合いの中身をお聞かせ願いたい。

そしてもう1つ、同じく5目、災害対策費の中にございますところの自主防災組織対策事業とございます。当町には長島区、海山区、両区にですね、自主防災組織がございましてけれども、そしてこの中に、ちょっと今、手元に資料持ってませんが、自主防災組織にですね、予算が計上されております。しかしなれど、その予算を見てもみますと、例えばAという地区には年間ながしかの予算がいつておる。しかしBという地区には0である。これがですね、海山、長島合わせてものすごくバランスが悪いんです。バランスが悪いというよりね、予算

があることを知らない防災組織もあるんですね。それでその防災組織のいわゆる町からいただいた、いわゆる皆さんからお預かりした予算を使っております。

それをですね、決算報告等の報告は自主防災でやられておるのか。また各自主防災のいわゆるどのような形で、それを使われたのか等々の報告が、町の防災課のほうにあるのかどうかという点をですね、ちょっとお尋ねします。

以上、5点ほどお尋ねしましたけれども、よろしくお願いします。

**川端龍雄議長**

総務財政常任委員長 北村博司君。

**総務財政常任委員長 北村博司議員**

東篤布議員の質疑にお答えを申し上げたいと思います。ただ、たくさんございましたので、ちょっとお答えを漏れてしまうところがあるかと思っておりますので、またご指摘をいただきたいと思っております。

まずですね、樋門の管理について出ておりましたですね、これは委員会の中で99ページに出てまいります樋門管理委託費 130万 2,000円というのはですね、三重県の分を歳入29ページですね、29ページの樋門管理委託金 130万 2,000円というのが、県から入ってきて、同額を出しているわけですね。それで入ってくる分については、三重県の管理分についての委託を受けている 130万円、151箇所ですね。これにさらに町の分を加えて 209箇所ということですから58箇所ですね、町の方が、ひっくるめて 209箇所を同額の 130万 2,000円で消防団に再委託しておるということです。

それから、戸別受信機の問題ですけれども、製造が中止になるということで、今後、その液漏れして、特に海山町分は年次が2年半やったかな、2年ぐらい早かったんかな、設置は。2年、3年。2年ぐらい、海山町のほうは旧海山町で先に戸別受信機を全戸へ配布しておりましたら、当然古くなるわけですが、それだけ。それで液漏れを起こす台数が極端に違うのは古いからということですね。それで今後は、ますますこれが、耐用年数が過ぎてきますと、だんだん使えなくなると。既にもう製造中止を決めたということで、その対応策として、危機管理課のほうで、委員会でおっしゃられたのは、海山区現在、先ほど申しあげました番号 33—0051にかけられれば、放送の中身はもう一遍聞けるようになっているということですね。それを長島のほうの防災無線にも対応できないか検討しているようですが、お金がかかりますんで、町長のまだ今後、協議したいと、こういうことです。どのぐらいかかるんかという話はありませんでしたけれども、それ以上の今後の問題、現実にみんなだめになるのが、遠

からず来るんだろうと思いますけれども、製造をもう中止しているんですね、部品もありませんし、代わりもないということになりますんで、由々しい問題だろうと、全部取り替えるのには、相当な当然お金がかかりますんで、そこまで議論は発展してまいりませんでした。ただですね、これから住民に知らせる、あるいは周知する方法については、これから広報に掲載していきたいと、今の戸別受信機の状況を、今後、どうなるかということも含めてですね、今後、自主防災の会議があれば、電池の再確認、各家庭の。液漏れが原因で使えなくなったということに対して対応していきたいということでした。自主防災会等の協力を得て調査する等の対応をするということで終わっております。不十分だろうと思いますが。

あとですね、申しわけない。防災ヘリのね、この点についてはですね、議論っていうか質疑はございませんでした。

5点ということだから、あと2点ですね。申しわけない、ちょっともう1回、あと2つ言っていたきたい。

川端龍雄議長

東篤布議員。

10番 東篤布議員

ごめんなさい。5点と申しあげましたけれども、4点しかまだ言ってございませんでした。4点目はですね、自主防災組織があるんですけども、予算をいただいております防災組織と、いただけない防災組織がございます。その点のですね、不公平を是正していかなければならないといった観点からお尋ねしておるわけでごしまして、なおかつ各自主防災でどのような形で使ったのかという報告はですね、各自主防災であるのかどうか。また各自主防災の総合的なですね、予算運営の報告を行政側は受けておるのかどうか、この点が4番でございました。5番につきまして、ちょっと忘れましてのですが、防災消防施設機械機具整備、いわゆるごめんなさいね、3目になります、3目、消防施設費の中のですね、消防施設機械なんですけども、いわゆる各自主防災が管理しておるといいますか、そういう形になっておりますね。発電機であったり、ポンプであったり、あるんですけども、実際にその機具等をですね、どのような形で管理して整備されておるのかという点をですね、話し合いがなされたのかどうか、当然なされたと思いますので、報告をお願いします。それが5点目でございます。

川端龍雄議長

北村委員長。



## 総務財政常任委員長 北村博司議員

自主防災組織の予算の配分を受けているとこと、受けてないところあるというご指摘と、あと消防施設費の中の機具のそういう点検とか等々の問題ですけれども、お尋ねの点に関係したのはですね、消防詰所にZTV、ケーブルテレビを導入しているかどうかという議論が、何回かございました。7箇所しかしていないということでの議論はございました。あるいは、消防団専用の周波数が、先ほどの戸別受信機に関係して、消防団員の家庭では専用の周波数がセットされていると聞いておるんですけども、発信したことはあるかどうかというような、かなり専門的なお尋ねがございましたけれども、消防団単独で発信した事例はないということで、消防団員が入り代わった時のことは、入力の変更はやっていないということですね。それで再度確認して周波数の消防団専用ですね、周波数で受信できるようにしたいというような議論はございましたけれども、この防災関係に関しては、先ほどの報告と、今付け加えた範囲でございました。ほかに東議員のご趣旨に合うような議論はございませんでした。申しわけございません。

## 川端龍雄議長

東篤布君。

## 10番 東篤布議員

5点ほどお尋ねしましたけれども、特に今回はですね、私ども、私は教育民生に入っております、11日でしたですか、庁舎特別委員会がございましたですね。その後、その日の午後2時46分にいわゆる東北地震があったわけですね。いま東北日本大震災であるとかですね、いろいろ言われてますけども、2時46分にあった。そして、46分にあって、同じく2時49分に災害対策本部が設置された。10分足らずで防災本部が設置されて、非常に素晴らしいと思います。そしてその遅れて4分後にですね、ごめんなさい、6分後に避難勧告が発令されておるわけです。こういった時にいま現在の外のスピーカーでも流れますけれども、室内での放送を聞いて避難される方、多々おるんですが、やはりこのどうでしょう町長、この本当に委員長の質問で町長に聞いたらいかんね、委員長。

これね、無線のね、いいんですよ。機械が古くなっててもいいんです、廃番になってもいい、また新しい機械が出たらいいんです。ただ同じ周波数が使えるのか、この機械に入っておった、無線機は中に石があるんですね、周波数を決定する、この石が使えるのであれば、機械だけならさほど高くない、この石の権利を取るのが高いんでございまして、その点はいわゆる廃番になった。今度はまた新たに周波数から設置するということになりますとですね、

また恐ろしいほどに予算が出るわけでごさいますて、その点が具体的にですね、執行部のほうからの今の説明聞きましたけれども、廃番になった、次にどのような機械がっていうような説明があったのかどうか。使えるのか、使えないのか、周波数がですね、その点。

それから、樋門管理でございますけれども、やはり今回なんですか、2時46分に起きて、それで3時15分に津波警報が発表になったんですね。いわゆる樋門を閉めるまで2時間近く猶予があったから、今回閉めれたと思うんですけれども、この点の具体的ないわゆる動作といたしましうか、その体制。執行部から、防災本部から、避難勧告、避難注意報、避難命令なんでもいいんです、出た。それから閉めるに至ってどれぐらいかかるのかな、実質的にはですね、今回は訓練じゃなかったわけですから、これを通して、実際に当町ではどの樋門を閉めるのにどれぐらいかかるんだという具体的な時間が必要かと思われまますので、その点のですね、執行部に対して追求がなかったのかどうかという点も再度聞いておきます。

一遍に言うとは大変ですので、まず2つほど先に。

**川端龍雄議長**

北村委員長。

**総務財政常任委員長 北村博司議員**

答えいたします。ご指摘のとおり、私どもの常任委員会は7日に開いておりまして、東北東日本大震災の発生は11日の午後2時半、2時40何分ですか、たまたま私はこの役場に、この周辺に居ましたもんですから、初期から承知しております。樋門閉鎖は大変本町は早うございました、指示は。

特定のところは申し上げませんが、隣町よりもはるかに早かったです。これは向こうはかなり遅かったですね。警報が出てから閉鎖したという町もあります。ここは注意報で閉めてます。それは私ここに居て見ておりますんで、それは間違いのない事実です。ただ委員会の審査としては委員会はもう4日も前に終わってますんで、これが順番が逆でしたら、多分委員会を開くような状況ではなかったかもわかりませんね、翌日なんかやったら、例えば12日なんかだったら。土曜日ですんで、開くということはなかった。ですから順序が逆なんで、申しわけないですけれども、現実には委員会の審査はそれは行われておりませんので、そんなことです。申しわけございません。

**川端龍雄議長**

周波数のこと。

**総務財政常任委員長 北村博司議員**

周波数の石のことはですね、課長はこの辺については、あらゆる手段でと、こういう表現をしとるわけですよ。あらゆる手段でという、あらゆる手を使って、液漏れが原因で使えなくなったということに対して、対応していきたいと思っていますというご答弁でありまして、具体的な中身については、ございませんでした。あらゆる手を使ってという表現でしたから、ぜひ東篤布議員からもご提案してやっていただければありがたいかと、私からも申し上げておきます。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

この震災があったのはですね、総務財政の委員会が終わった後、来られたのですね、今の質問はちょっと不適切かとも思いましたけれども、毎回こういった予算が出てきますと、私もその都度、注意をして質疑をさせていただくんですが、いわゆる住民の命を守っていくのに、何が大切かと、いわゆるこの警報システムもそうでございますけれども、いわゆる私は昔のようにサイレンを鳴らしてですね、まず鳴ったら逃げるんだと、何も持たずに逃げるんだと、そういった終始徹底したものの考え方がなければ、私は本当に逃げ遅れてですね、大惨事を起こすんでなからうかと、こう危惧するものでございます。

そしてこの防災無線を入れる時、長島の当時の議員であられた皆様であればご存じかと思っておりますけれども、この防災無線を決めようと、予算を決めようとしておった時にですね、某業者がいわゆる控室で、その議会を傍聴しておったような記憶があるんですね。いわゆる私は車でも何でもそうです、物が古くなっていったら廃番になっていく。ただ最も大切な機械はなくなるけど、この周波数を大事にしないかん。その点を執行部の皆さん、しっかりと頭においてですね、してください。でなければ、もう一遍何億という、恐しい金額がかかります。それで少し蛇足になりますけれども、やはり同じ無線機でありながら、両区で違いがあるところは、早く是正していただきたい。水条例ばかりを修正していくのがあれではないと思いますんでね。

そしていわゆる委員長、この防災ヘリの点もですね、私はお尋ねしたんですが、いわゆる他の県が2機も3機もドクターヘリ、防災ヘリを持とうとしておる時代にですね、当町は三重県にも予算出しておる。であるのに、そういった何ですか、三重県に対して三重県はまだドクターヘリも持とうとしていない。災害が起こった、いわゆる病院のない地区ね、交通が遮断された地区の皆さんをね、空から救助にいくしかないわけで。その点もなかったのが、

非常に残念でございます。これは先ほどの委員長がお答えいただきましたので。

そしてですね、やはりこのサイレンが鳴る、皆さん逃げていただく、そこは一時避難場所です。そこへ行くといわゆるロープもあればですね、懐中電灯もある、発電機もある、ねっ、小型のポンプもあるんです。しかしこれがいざとなった時に、前、昔にやったんです。呼崎地区でやったら、発電機が動かない、ポンプも動かない。そして、相当な予算を出してですね、新たに設置していただいた。そこで問題になったのが、誰がどのように管理していくのかといった話し合いがなされた時に、私は隣のいわゆる紀勢町の時代に、大紀町にまだなっていない。

**川端龍雄議長**

東議員、ちょっと委員長報告に対しての質疑をお願いします。

**10番 東篤布議員**

ちょっとすみません。議長。ちょっと一般質問みたいになってきました。いわゆるですね、最後にじゃあ、申し上げます、委員長どうでしょうか、委員会がもたれたのはこの震災の後でございましたけれども、前でもございましたけれども、この震災がありました。当町もいろいろとやっていただいておりますけれども、今後ですね、近々委員会を招集なされて、もう一度いま住民の皆さんがもっともわかりにくい、逃げようと言われて逃げたけれども、そこから出ていけと言われてたとか、いいですか。一時避難場所へ行って発電機使おうと思っても、発電機がなかった、機械が動かなかった、いろいろな問題が出てきてます。そういった点は委員長どうでしょうか、もう一度近々ですね、委員会を招集してでも、そういった点を再度再吟味してみようというお気持ちはございますか。最後にそれだけお尋ねして終わります。

**川端龍雄議長**

北村委員長。

**総務財政常任委員長 北村博司議員**

誠に指摘のとおりだと思います。本日ですね、閉会中の継続審査のお許しが皆さんでいただければ、閉会後も引き続いて、大事なこの防災問題についての常任委員会、休会中、継続的に調査をいたしてまいりたいと思いますけれども、皆様のご許可がなければできませんので、その切はまたよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

議会のことはこちらでいいんですね。

川端龍雄議長

今は総務財政委員会にかかる、先ほど委員長報告に対する質疑です。

5 番 瀧本攻議員

年金のことはいいんでしょう。

川端龍雄議長

議員年金ですね。

5 番 瀧本攻議員

この点について詳しく説明いただいたんですけども、いま現在の議員の方では、一番後ろに座っている方は対象になるわけですね、これはね。それともう1点はですね、私これ聞いたんですわ。この何ていうんですか、町村議会共済会の業務担当、平岡氏、飯田氏、聞きましたらね、総務省に聞いてくれって言うたんですよ。これはですね、私に言わしたらですね、12年以上に該当しない人はですね、そのチャンネルを使ってですね、今もらっとる人、これからもらう人のためにですね、おそらく国会議員もこんなことやっと思ふよ、要らん人いないから。こんな姑息なことしてくるのはね、僕はね、もう許せんと思ふ。国費でもってポンと入れたってもろたらええんやで、私らのチャンネルを使ってね、入れることやないと思ふんですよ。

それで結局あれでしょう、だんだん減ってくるというけども、これに対してものすごい問題ですよ、1兆何千億不足しておるわけです。それに対するその説明がね、非常に委員長も難しいと思ふんですよ。これからも変わってくると思ふんですよ。これは恐らく町民にとっては何やこれはって、こうなると思ふんですよ。委員長もそう思われたんじゃないんですか。

川端龍雄議長

北村委員長。

総務財政常任委員長 北村博司議員

ご指摘のとおりだと思います。大変わかりにくい仕組みになっておりますし、対象者は現職議員の一部でございますし、12年以上となるとご指摘の範囲であろうと思いますが、私どなたか申し上げませんが、先ほど委員長報告の時に申し上げましたように、今回これだけ公費負担分がポンと上がったことについて、町民に少なからず誤解を招くんじゃないかと

いう恐れを持っております。ただその分は、報告の中で申し上げましたように、普通交付税に算入されてまいります、後で。ですから、国費で現実には補てんされるわけです。今回はこういう形で一般財源で出しますけれども、あと普通交付税に算入されるということははっきりしております。ですから、その辺も含めて町民に誤解を招かないように、委員会としてはですね、事務局に申し上げて、議長と協議の上で、その辺をわかりやすい状態で、例えば自分の掛け金の80%しかもう戻ってこずに、20%がお国に没収されるんですよという部分含めてですね、どうしても誤解されておりますので、十分理解していただけるようなPRについては、事務局を通じて議長と協議をしていただいております。どんな形でかは、また改めて議長から報告があると思います。

川端龍雄議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

5番瀧本攻。これは通常国会がですね、始まって6月22日が通常国会の閉会ですね、一応。延長すりゃ別ですけども、6割ぐらいは結局、衆議院優先ということで、関連法案なしのやつは通りますわね。だからこれは関連法案に入っておるのか。それともいわゆる6割支給できる、今、交付税に入っておるかどうかによってですね、6月21日が我々の計算書式でしょう。6月22日がですね、通常国会の閉会日でしょう、一応ね。これは延長国会すれば別ですよ。その辺のところもですね、よく委員長と議会事務局と連携をとってですね、町民の方にわかるような資料をつくっていただくことをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第6号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番東篤布です。委員長ごめんね、僕、教育民生なんでございますけども、教民なんです。教民でしたらあかんのやけども、ごめんね。いやね、委員長ちょっとすいません。あの我々も教育民生常任委員会を開いた後、教民が9日でしたですね。今回この11日がこの災害でございました。私もですね、以前から紀北中学校の建設につきましてはですね、やはりちょっと異論があって、いわゆる修正動議等も出した流れあります。そこで、しかしなれど、議会のいわゆる決め事といいたいまいしょうか。

川端龍雄議長

東議員、これ同じ所属の教民の。

10番 東篤布議員

いやいや議長、所属であってもですね、我々の教民のやった時と、今とは事情が違うんでしてですね。

川端龍雄議長

今回これを認めますとね、委員会の付託のあれが、ちょっと意味がなされませんので、その辺ちょっと。

10番 東篤布議員

理解した上でやらさせていただきます。

川端龍雄議長

事態前は。

10番 東篤布議員

この時には委員長ね、学校この教育なんやったっけ、ごめん、ごめん。反対討論があったのは、今の長校の700万円なにがしでしたよね。この改築ではなかったかな、ちょっと僕記憶なかったもんですから、私は。生涯学習なんか、そうかそうか、わかりました。特別委員会のは本庁舎のあれやなしに、今僕が聞いておるのは、中学校の改築事業なんですけど、確かあの時にもう少し高台にしたらどうや等の話があったように、ちょっと記憶しておるんですけども。

川端龍雄議長

東議員、今、集会所条例の件ですけどね、議案第6号の。

10番 東篤布議員

あっ、ごめんなさい。一般予算のそこやってました。また後ほど。

**川端龍雄議長**

議案第6号について、質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町国民健康条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

5番 瀧本攻君。

**5番 瀧本攻議員**

さっきちょっと間違いましたんですけど、いわゆる53ページのですよね、小学校のいわゆる、中学校、小学校ですか、これは小学校ですね、引本小学校、西小学校、東小学校、三浦小学校、船津小学校、この改築についてですね、4億8,300万円あったものが、3億7,900万円ちょっと10万円単位は切り捨てますけども、いわゆる決済の差金ですね、1億3,015万4,



000円出てます。私はその時は、議員じゃなかったんで、これわかりませんが、引本小学校についてはですね、私は町外の方がなされたと聞いております。ひどいのはですね、三浦小学校はですね、4,000万円の予算に対して2,000万円、だから差金が1,900万円、東小学校が1億8,000万円に対して1億2,200万円、5,700万円。引本の余り出てないということは、地元の業者が落とせなかったということで、このもともとの予算額が多かったのか、少なかったのかということも問題あるかと思うんですけども、いわゆるこの時、固有名詞出してごめんなさいよ。総務課長はですね、引本小学校について、伊勢の業者にやりました時にですね、私も一般の町民でした、その時ね。法律的には問題ないという答弁をなさっておられるわけですね。

これはやっぱりですね、地元の業者にやらすためにはですね、行政の執行のいわゆるコンセプトというのかな、理念っていうのかな、コンプライアンスを元にしたらですね、こういう問題は起こってない。だからこの問題に対してですね、いろんな町民の声がですね、異口同音でですね、町行政に対する不信が渦巻いてます。このことを平野委員長にちょっと難しいかわかんけど、お答え願えますか。

**川端龍雄議長**

教育民生常任委員長 平野隆久君。

**教育民生常任委員長 平野隆久議員**

それでは、瀧本議員の質疑に答弁させていただきます。基本的に先ほど委員長報告させていただきましたように、教育振興費の修繕費と、あと相賀小学校の2点について報告させていただきましたけども、それ以外についても、今、瀧本議員が言われたようなことについては一切ありませんでした。また本会議で、平野倅規議員から本会議では質問が受けてますんで、それだけで委員会のほうでは、一切質疑はありませんでした。以上です。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

**10番 東篤布議員**

委員長ごめん、同じ教民なんやけどさ、中学校のええかい、いやいやこれな、ほかのことなら言わへんのや、ええけども、この時に中学校の建て替えの時に、嵩上げしてくれていうような話なかったけ。いや何十年に一遍の学校の建て替えでさな、いや議会の流れはわかるんさ。そやけども、ええかい。こんな大災害受けてやで、日本で。わしらでも、新たに

建てるわけ。

川端龍雄議長

東議員、同じ教民の委員ですので。

10番 東篤布議員

だからわかる、わかるんやけども、いいですか。あの時たしかこのままで高さでいくんか、埋めへんのかという話があったように、僕は記憶しとるんですがね、委員長。

(「また後でもできる」と呼ぶ声あり)

10番 東篤布議員

いやいや一般質問終わってっつた。

いやいや今後は委員長、本当に僕も一委員として、我々の教民のあった時には、これ大震災の前でしたからね、話し合いなされんかった。ただ以前から毎回、この中学校建設につきましてはですね、もう少し上げたらどうやという話があったわけ、僕自身も言うとしたん。一体何m上げてくれるんですか、以前のままと浸かるという話があったわけです。いいですか、この災害のあと、この議会でこういったこと話し合いしていかんだらね、意味ないですよ、議会の。だから委員長ごめんなさい、あったかどうかだけお答えください。またも、しなかったとするならばね、委員長、またこれ早急にやらないかん問題ですから。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 平野隆久君。

教育民生常任委員長 平野隆久議員

東委員の質疑にお答えさせていただきます。先ほど瀧本議員の時にも言ったんですけど、この2点以外はありませんでした。はい、以上です。先ほど言いました。それで委員もあつたかなかったについては、委員もその教民で出られとつたと思いますんで、その点をご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、継続審査分の陳情第4号「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、継続審査分の陳情第5号「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町道の路線変更について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

#### 6番 入江康仁議員

ありがとうございます、ちゃんと言ってもらいまして。あのですね、議長言うてくれたのに、言わんなんの、議長言うてくれたのに、6番入江です。

この予算の中で水道水源保護審議会委員の報酬26万円と、審議会委員の旅費等に対する30万6,000円に関連してですね、この町長も一般質問の時にですね、この一本化に、所信表明でも述べられておるように強調しております。

この一本化になったのは、僕らがまだ議員に入っていない時の一本化であってですね、この一般質問は指摘されたように、当然この一本化するにあたっては、原案をつくるのは担当課、水道課だと思うんですけど、やはりこの整合性を訴えた時の紀北町の行政手続法の整合性を言いましたけどね、当然、許認可等に対する審査基準、また不利益処分にあたっての処分基準を示さなければならぬとなっておるんですけど、この水道水源保護審議会の委員の方々がですね、この許認可等に対する時の審査基準、また不利益処分をする時の処分基準も数値基準を決めてない中でですね、どのような審議、審査をするのか。当然これは議会としてもですね、議員としても当然この条例があることによって、大きな紀北町の町に問題がかかっておるわけですね。そういうような審議がなかったのかということ、ちょっと委員長にお伺いいたします。

それでもう1点ですね、その検討委員会の、この一本化にする検討委員会の議事録を提出していただいた中で、その弁護士も入ってて、某弁護士はその検討委員会の中でやはり数値基準をきちんと示さなければならぬかという意見もある中でですね、それはあいまいにしておくほうが良いというようなことを言っておるんですね。特に基準数値に対しては議事録でそのような発言を言っとるわけです。当然ですね、このような発言をする弁護士としては、指導する立場である弁護士がですね、このような発言をしとるというのは許されないと、私は思うんですけど、これはなんせ私が入っていない時の審議やもんで、その検討委員会一本化する時のね、中で、そういうような意見を弁護士が言っとると、発言をしとるというのは、委員会で知っていたのか。常任委員会で知っていたのか、またそういうような審議があったかないか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

#### 川端龍雄議長

産業建設常任委員長 中本衛君。

産業建設常任委員長 中本衛議員

入江議員の質問にお答えいたします。当委員会におきましては、委員からの質問がございましたが、そのような議論等は質疑等もございませんでした。以上です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

同じくですね、この一般訴訟費の論議の時に、今後の訴訟のですね、見通しっていうんですか、今どのような時点にあって、今後どのような形で推移をしてですね。

川端龍雄議長

今この問題は、訴訟費の問題はこちらに入ってないです。一般会計のほうです。

9番 奥村武生議員

そうですか。入ってないんやね、どうも失礼いたしました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

マイクがしっかり伸ばすのやけど、低いのがこれ、こうやってしたら聞こえにくいやろ、聞こえる、ごめん。えっとですね、委員長、97ページ、7款・土木費、ごめんなさい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

以上で質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。次に、庁舎建設等調査特別委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、庁舎建設等調査特別委員会にかかる案件についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、庁舎建設等調査特別委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長に対する質疑を終了します。

---

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。2時45分に再開いたします。

(午後 2時 31分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 45分)

---

川端龍雄議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

---



### 日程第 3

川端龍雄議長

日程第 3 議案第 1 号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例を議題といたします。  
まず討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

この 3 条に非常に固守して申しわけないんですけども、この有価証券等を除いて、あと 6 条までを賛成いたします。今後、執行部にはこの点をよろしくご配慮いただきますようお願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 3 議案第 1 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 日程第 4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第2号 紀北町暴力団排除条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 8

川端龍雄議長

次に、日程第 8 議案第 6 号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第 6 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番東篤布。紀北町道路線変更について、賛成討論をさせていただきます。まず当町は都市計画法に基づいて道路計画等を策定しておりますが、またその都市計画法のですね、その道路の見直し等も何年か前からお願いしておるわけでして、それと同時にですね、この町道でありますところのこれからの10カ年ぐらいの計画をですね、町民の皆さんにわかるように図式化して出していただきましてですね、町民が来年は自分とこやっていたらいいんだな、あと3年待てば自分とこやっていたらいいんだなみたいなね、そうやってして希望の持てるようなですね、図面を一度出していただきたい。このように要望してですね、私の賛成討論とさせていただきます。以上。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。



これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番東篤布。平成22年度紀北町一般会計補正予算について、賛成討論をさせていただきます。新年度予算もそうなのでございますけれども、この補正予算につきましてもですね、どういった点が不足しておったのか、非常に議会放送を聞いておられる町民の皆さんに非常にわかりにくいんでなかろうかと思えます。この点も先ほどの道路の計画と同じようにですね、例えば老人関係、いわゆる老人ホームはこうしていこう、学校関係はこうしていこう、防災関係はこうしていこう、いわゆる町長がいつもおっしゃっておられる住民目線ですね、住

民の皆さんに安全で安心して暮らせるまちを提供したい。なら、住民の皆さんに安心してですね、住んでいただける、それでこの予算に対しましても、住民の皆さんがですね、こういったところに予算を投入してくれるだってわかるような、またそれも付け加えていただきましてですね、補正予算、今後とも、どの予算が足りなかったのかな、明確にわかるようなですね、そういう絵を書いていただきたい。そのようにお願いして賛成討論とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

5 番 瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

賛成討論をさせていただきます。議案第11号、ただ1点だけ付け加え賛成討論をさせていただきます。5つの小学校の耐震の差異が、1億315万4,100円出たことは、非常に残念でございます。これを除いて、私は11号の議案について賛成をさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第11号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第16

**川端龍雄議長**

次に、日程第16 議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番 中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

議案第14号 紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算に反対をいたします。反対討論をいたします。後期高齢者医療制度は以前にも私一般質問いたしましたけれど、75歳で振り分ける大変差別性の強い制度の後期高齢者医療保険でございました。これについてはですね、実際にはその差別もありますけれど、いま全国でも20の都道府県の中で、保険料の値上げが始まっております。しかも既に過去にもいろいろ各お医者さんなんか、随分意見が出ましたけれど、特に今の政権は政権とったらこれは廃止するんだという国民の皆さんに約束もしな

から、実際は4年間先送り、今の動きとしては先送りした中で、新しい制度に変えようとしている話も聞こえております。

しかし、この医療制度を本当に前の老人保健制度に戻すべきであると、私ども常々思っております。このことは、将来の私どもも順番に年をとっていくわけですから、当然皆さんが享受する保険制度であります。この後期高齢者医療制度が続く限り、これからは県一本です。協議会が開かれて、なかなか住民の声も届きにくくなる。それが今の現実の姿だと思いますので、この後期高齢者医療特別会計補正予算については、反対の立場で討論をいたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

#### 川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 東篤布君。

#### 10番 東篤布議員

10番。議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算、賛成討論をさせていただきます。私は当初ですね、この後期高齢者という言葉は初めて聞いた時にはですね、なぜこういった制度を設けなければならないのかな。かえって、これはですね、呼び名もそうでございますけれども、75歳で分けるといったね、この数字は非常に不必要ではないかとかう思いました。そしてその時には、前者議員と同じように反対をさせていただいたわけでございますけれども、しかし我が国、民主国家でございます、国で決まったことはですね、どうしても我々地方も右へ従えやっっていかなければならない。この制度を設ける設けないのときならそれでいいと思いますけれどもね。今できてしまった。これから先またこれに見直しをかけてほしい、こういった思いは持っておりますけれども、当町の高齢者の皆さんにですね、より充実した生活を営んでいただきたい、そういった意味を込めまして、この予算には賛成させていただきます。どうも以上です。

#### 川端龍雄議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

#### 川端龍雄議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

#### 川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### 日程第17

川端龍雄議長

次に、日程第17 議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第15号については、委員長報告とおおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第18

川端龍雄議長

次に、日程第18 議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第19

### 川端龍雄議長

次に、日程第19 議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算を議題といたします。  
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番 玉津充君。

### 8番 玉津充議員

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について反対討論を行います。本予算に本庁舎移転事業費 700万円と、生涯学習施設整備事業費 350万円が計上されています。このほかの事業費につきましては賛成であります。この2つの事業費につきましては、一般質問でも申し上げましたように、私たちが要求しております残される現庁舎の活用方法や、行政機構についての計画がまだ示されておられません。また25年1月の移転に向けて、移転完了に向けて、詳細な日程計画や実施項目も示されておられません。このような状況の中で、予算だけが先行しており、我々議員のチェック業務や町民に対しての説明責任が果たせません。今議会から発足した庁舎建設等調査特別委員会で内容を確認した上で、予算を認めるのが議員の責務であるというふうに思います。

よって、現時点での当議案には賛成できません。以上です。

### 川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の討論、発言を許します。

4番 太田哲生君。

### 4番 太田哲生議員

4番太田哲生。議案第17号 平成23年度一般会計予算について、賛成討論いたします。予算の編成にあたりましては、職員の皆様方のご労苦に対し敬意を表します。特別職及び一般職の給与費、紀北中学校改築事業、そして地方債及び基金について、賛成討論いたします。最初に給与費について述べさせていただきます。予算書の124ページ、給与費明細書をご覧ください。本年度の特別職報酬、給料、職員手当、共済費の合計は、1億6,564万5,000円です。次に125ページの総括の欄をご覧ください。一般職の給料、職員手当、共済費の合計は13億600万1,000円です。特別職と一般職を合計しますと、14億7,164万6,000円です。



次に3ページをご覧ください。歳入第1款の町税は15億137万8,000円でございます。町税のほうで2億973万2,000円多くなっております。人件費の大部分である報酬、給料、職員手当、共済費が町民の皆様の税金で賄えるということでもあります。以前は町税だけでは給与費等は賄えませんでした。地方交付税などの一般財源を当てておりました。財政力の弱い紀北町ではありますが、人件費は町税収入で賄いたいものであります。

参考までに過去の給与費等の状況について述べさせていただきます。合併前の平成15年度の給与費明細書によりますと、紀伊長島町と海山町の特別職、一般職の報酬、給料、職員手当、共済費の合計は、18億7,901万円であります。一方、町税収入は14億6,977万6,000円であります。町税収入に比較しますと、給与費等が4億923万4,000円超過しており、はるかに町税収入のほうが低くなっております。また合併前の平成15年度一般会計当初予算と、平成23年度一般会計当初予算を給与費明細書で比較しますと、特別職、一般職の給与費が4億736万円の減額となっております。ようするに合併により人件費が4億円余り節約されたと考えられます。また職員数を平成15年度に比較しますと、町議会議員は14人の削減、町長等三役は4人の削減、さらに一般職は47人の削減となっております。

先ほどの人件費の4億円余りの削減の大きな要因は、特別職、一般職の人員の減数によるものと思われまふ。このことは合併効果であります。このように義務的経費である人件費が削減されておりますので、一般会計当初予算に賛成いたします。

次に、一般会計予算書の106ページの紀北中学校改築工事であります。改築事業であります。3月11日三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の最大級の東日本大震災が発生し、大津波が東北、関東などに来襲いたしました。死者と行方不明者の合計は2万7,000人を超え、日に日に増えております。非常に悲しいことでもあります。私たちが住んでいるこの地域では、東海地震、東南海地震、南海地震が近いうちに高い確率で発生すると予測されております。このため学校施設におきましては、耐震整備が急務であります。幸いにも平成24年度に紀北中学校の改築が終了しますと、すべての学校施設の耐震整備が完成すると町長が所信表明で述べられております。児童生徒の生命を守ることは、町行政にとりまして最も重要なことでもあります。災害から生徒の生命を守り、また教育環境を整備するということから、紀北中学校改築事業は必要な事業であると思っております。

また紀北中学校改築事業は財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、合併特例債が効率よく使用されておまして、一般財源はわずか130万8,000円であります。さらに合併特例債は元利償還金の70%は地方交付税で措置される大変有利な起債であります。これらのこ

とから、紀北中学校改築事業につきましては賛成いたします。紀北中学校改築事業の実施については、地域の経済の活性化に最大限の効果が出るように施工していただきたい。

次に、地方債でございます。123ページをご覧ください。地方債残高は平成23年度見込みでは122億5,835万5,000円であります。合併年度の平成17年度末の地方債残高は、146億453万3,000円であります。比較しますと、23億4,617万8,000円減額されております。地方債につきましては財政上大事なことでありますが、紀北町の地方債を平均しますと、元利償還金の55%程度が地方交付税に算入されると聞いております。ようするに借金の55%程度を国が面倒みてくれるということであります。

次に、町の貯金である基金につきましては、平成17年度末には10億5,853万3,000円ございました。平成23年度見込みでは、39億1,973万1,000円あります。合併時に比較しまして、町の貯金である基金は28億6,119万8,000円の増額をいたしました。地方債残高が減額され、基金が増額されておりますので、一般会計当初予算に賛成いたします。これからは基金を積極的に活用して、地域の活性化に努めていただきたい。近年、学校改築など大きな事業を実施しておりますが、合併前に比べて財政状況がよくなっているように思っております。このことが合併効果であります。合併につきましては、皆様さまざまな考え方があると思いますが、また、学校改築など社会資本の整備について効果があったと思っております。以上で賛成討論を終わらせていただきます。

#### 川端龍雄議長

次に、反対討論される方はございませんか。

#### 川端龍雄議長

7番 家崎仁行君。

#### 7番 家崎仁行議員

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、反対討論をさせていただきます。本予算に計上してある防災対策の一つである老朽化が著しい三浦、矢口浦の防潮堤の整備等に関する予算2億475万円、災害時に安全に夜間避難をするためのソーラー発電による避難誘導灯13カ所の設置費81万9,000円、観光振興対策として銚子川周辺地域の活性化と町民の福祉、健康の増進を目的とした温浴施設整備の予算計上、それに豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくりのための教育予算の中でのすべての児童生徒、それぞれ個人の尊厳が重んじられ障害のある子どもとない子どもがともに学び、ともに理解するために同じ教育を受けることのできる環境を目指した、介助教員の増員のための予算計上、紀北町民がスポーツ振

興を図ることにより、感動を受け、町民の活力になる生涯学習の中での各種スポーツ教室、大会の開催、東海大会、全国大会に出場するための経費援助、健康づくり、生きがいくりの場となる体育施設整備の予算の計上、いま早急にやらなければならない予算が、このほかにもたくさん組み込まれた、平成23年度紀北町一般会計予算の大部分については、町長に賛同するものであります。

しかしながら、総務管理費の中に、本庁舎移転推進のための設計委託料 700万円については、現在、産廃訴訟の敗訴に係る損害賠償請求事件が、津地裁で係争中であり、結果として何億、何十億の請求があるかもわからない状況の中で、この損害賠償請求事件が解決の見通しがつくまでも、本庁舎移転はするべきではないと考えます。

また損害賠償請求事件は、町長が所信表明で述べた、最重要課題の一つであり、紀北町民が合併して一番不安に思っていることでもあります。したがって、多くの賛同する部分がある議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算であり、大変残念ではあります、先ほど申し上げました理由により反対討論とさせていただきます。

#### 川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

#### 14番 中津畑正量議員

平成23年度紀北町一般会計予算につき、賛成の立場で討論をいたします。前者も何人か言われましたが、私はこの23年度の一般会計予算を見るときに、今回の東日本の大震災を予定してこの予算は組んだものではないと、そう思いながらも実際にはこの一般会計予算の中には、本庁移転また紀北中学校の建設、今回の災害の中でも、この東北の地でこの受け皿となったり、市町が十分機能して救助にあたっていく、そのことができないのは、本庁がまったく跡形もなくなってしまったとか、防災タワーがなくなったとか、そういうことでなかなかこの救助が進まないという現実も見せつけられました。今回のような大地震においては、完全にこれをカバーできないものの、それまでの少し小さな地震や津波であれば、これはやっぱり本庁や学校の避難場所、こちら辺がとても大事な施設になってくる。そういう意味で今回のこの一般会計予算については賛成をしたい。特にこれから特別委員会もできあがってですね、細かいことについては、これはここの庁舎の跡地にも、また地域の活性化も特別委員会の中で十分議論はこれはするべきです。しなくてはならないと思いますし、そういう意味で今回のこの十分論議を尽くした上でですね、この本庁、紀北中学校も建てていく、それが一

番大事だと私も思います。

また紀北町も三陸の海岸とよく似て、リアス式海岸がずっと続いております。そのことを見ると東海・東南海地震を想定しますと、同じような大きな災害が予定、予想される。三浦海岸や、また矢口海岸、本当に堤防のない、まだ海岸線もあります。そういうところは一番先にやられてしまう。堤防があれば少しの時間でも稼げる。とにかく逃げる、大きな地震ほど逃げるということが、本当に基本に据え付けないと大きな災害がますます広がっていく。今回の大地震が一番何ととっても、ほかでも世界でも起こっていない事象は原発だと思えます。その原発の被害というのは、農産物もまた牛乳なんかの生産者も大変困っております。しかも30キロ圏になる住民は圏外に、正確にいうと20キロですが、30キロ圏は非常に危ないということが言われております。ですから、そういう不安におびえて住民が。この当初予算を見たときに、実際にはその原発に対する中電の動きなんかも、既に立地を決めている。既に町長にも、ここの町長じゃないですけど、お隣の町長にも話しに行ったとか。

**川端龍雄議長**

一般会計のほうへちょっと方向してください。

**14番 中津畑正量議員**

それでこの芦浜に建てるということでございますが、こういう違いが今回の被災にもあります。そういう意味で今後、私はこういう原発に対する考え方も将来考えた予算をつくってほしい。そのことも強く要望いたします。また最後になりますが、巡回バスの試験運行なんかについても、予算化されて、特に高齢者にとっては大変楽しみにしている部分があります。しかし全町を網羅した巡回バスでないのは確かでございます。ただ第一歩のきっかけとして、いよいよスタートした。これから24年度にも、町長が言っているように、この住民の足となる、高齢者の足となる買い物、お医者さんに行く、そういう足として大変楽しみにしているし、走ってないところの方にも、ぜひ目の届く巡回バスにしていくことを、強く望みまして、賛成討論といたします。

**川端龍雄議長**

ほかに反対討論される方はございませんか。

12番 松永征也君。

**12番 松永征也議員**

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。本予算におきましては、庁舎移転に関連して、庁舎改修実施設計費 700万円と、それから生

涯学習施設整備設計費 350万円が計上されております。本事業の全体事業費は8億2,000万円に及ぶものであります。合併協定につきましては、私も十分認識いたしているところでございますが、しかし本町の財政状況でございますが、長期の借入金が多いことから、昨年、県が公表した県下29ある市町の平成20年度決算における地方債残高は、本町は町民1人あたり62万9,000円であります。県下で4番目に高い額となっております。またその後においても、本町の地方債が増加していることから、本予算案における地方債借入残高は122億5,800万円になる見込みとなっております。これを国勢調査人口の1万8,626人で割しますと、町民1人当たり65万8,000円となり、この3年間で1人当たり2万9,000円の借入金が増加することとなります。

したがって、県下でも順位もさらに上がっていくものと思われまます。このような厳しい財政状況にある中で、現在、産廃訴訟に敗訴したことによる、損害賠償請求訴訟が今、津地裁で行われているところであります。ご承知のように、その額は実に逸失利益で49億円、及び年5%の延滞遅延加算という巨額の金額であります。口頭弁論は既に11回行われており、判決はそう遠くないものと思われまます。判決結果如何によっては、町財政は破綻に陥る危険にあるのではないかと感じております。今は裁判の結果を見極めていく必要があると思ひます。庁舎移転に関連する実施設計は、それからにすべきであります。町財政が破綻に陥るかもしれない、このようなことにならないよう、財政運営にあたっては慎重に取り組んでいくべきであります。財政の見通しをしっかりと見極めるべきであります。

本予算案につきましては、住民生活に密着した予算も多々含まれており、この部分については賛成でございますが、苦渋の判断によって、本予算案に反対をするものであります。

#### 川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

10番 東篤布君。

#### 10番 東篤布議員

10番東篤布。平成23年度紀北町一般会計予算に賛成討論させていただきます。まずもって町長はじめ執行部の皆さんには、昨年度と比べまして、1億7,629万9,000円と、非常に大きく上乗せしてですね、予算を計上して下さったことに深く感謝いたします。この財政難の折にですね、これだけの1億8,000万円の予算を絞り出すということはですね、非常に大変であつたらう、このように思ひます。

さてこの23年度の予算書を見ておりますとですね、何千項目にわたって予算出ております。

中にはね、少し足りないな、これは要らないんじゃないかなと、こう感じる予算もございませう。しかしなれど、各課よってですね、これだけの予算配分をされるのは、非常に大変かと思ひます。何度も何度も手直しを加えられまして、今ここに至ってある、このように思ひます。

私はこの約 100億、これからの補正も足しまして、100億円の予算になってきます。この予算、この中にはおじいちゃん、おばあちゃんのね、医療費もございませう。介護のね、皆さんのね、予算もございませう。それで医療費、それから福祉、教育費、子どもの教育費、だから私は毎年思ひます。中には非常に納得できない予算もある。私はそういった場合には、例えばたくさんある中で、この1問だけが疑問だと、であるならば、私はこれはですね、この一般会計そのものを否決するということはですよ、反対するということは、子どもの予算も要らないんだと、お年寄りの予算も要らないんだと、防災予算もと、こういうことになるわけですよ。

私は議論があるならば、みずからが修正動議を出して、皆さんの真意を問うべき。そして議会の中で議決されたならば、それは住民の皆様のご同意ということでございませうので、私はその意見にしたがってですね、その流れに沿って住民の皆様のために働くのが議会だと信じて否めませう。さて、今ね、町長にお礼言っただけですけども、本当に堅実なね、予算かと思ひます。しかし少し欲を言わせていただくなればですね、老人ホームなんかね、明確にどうなるのかな、住民の皆様心配されてあります。そして耐震予算も出てあります。しかし昨年も耐震診断の予算出てありましたけれども、少しね。住民の皆様使ってもらえなかった。そこで町営住宅等の耐震診断も早くやっていただけないかなと、こういう要望もございませう。ほかにもたくさんあるんですけども、もう少しですね、この不景気でございませうので、財政出動をしていただければ良かったのかなと、この点はちょっと辛口でございませうけれども、その点を強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です、どうも。

#### 川端龍雄議長

次に、反対討論される方はございませうか。

5番 瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

23年度の一般会計に全部とは言わんのですけどもね、一応反対の討論をさせていただきます。庁舎移転の問題もさることながら、また平成17年に合併協定書をつくって、それ以後、現在まで当町を取り巻く環境は、非常に変化してあります。それを見据えて考えると、一番重大

な問題は、損害賠償の件でございます。昨日、一昨日か、議会に、先週いただいた水道課の資料によりますと、逸失利益は49億 6,300万円、あと省きます。遅延損害金は20億 2,000万円、トータルすると69億 8,300万円、あと省きます。こういうものを抱えながら、いわゆる庁舎移転するということは、町民の理解は得られないと思います。そのことが第1点でございます。

第2点は、太田議員おっしゃったことは、鶏が先か卵が先かということでございまして、やはり財政出動をしてない。予算について財政出動をしてですね、町民の暮らしが楽になるような町民が希望を持てるような財政出動をしていない。この点については何ら私、一般質問で申し上げましたけれども、必然性のある事業だけやっておる。というのは知的な脳が動いてない。この点について私は反対をいたします。以上です。

#### 川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

#### 6番 入江康仁議員

平成23年度紀北町一般会計予算に対しての賛成討論をさせていただきます。私は今回の平成23年度紀北町一般会計予算に賛成をいたしますが、水道課所管の一般訴訟費、金52万 4,000円の部分を除いての部分に賛成をするものです。その理由は、この訴訟費用は産廃訴訟から引き継ぐと産廃訴訟費用として約 5,200万円、また損害賠償訴訟費用として約 1,600万円、合計約 6,800万円になります。そしてご存じのように、産廃訴訟に対しては最高裁判所の差し戻しの判決によって、名古屋高等裁判所に戻されました。名古屋高等裁判所による差し戻し審の裁判によって、紀北町の敗訴の判決が下りました。

そして、紀北町は棄却されるとわかっていながら、最高裁判所に上告をしました。またその上告理由は、上告する権利があるからという前町長、奥山氏の理由でした。この時の上告費用は弁護士費用を含め、約 800万円ほどだったと思います。自分のお金ではないから、このような無駄遣いをまた無責任に使ってきたのであります。

そして、議会もその予算に賛成としております。議会としても議員の方々も、その無駄金となるべき予算を認めるのであれば、再上告するには厳しい条件がついているのを知っていたのだろうか。その上告条件とは憲法違反、最高裁判所の判例違反しか受け付けないからです。そしてその時点で、訴訟代理人である弁護士や、再上告を町長及び議会に対して再上告することに対しての理由と説明をして、止めなければならぬ立場にあったということ、

ほかの弁護士の方々は言うております。そして当然となるこのような無責任な予算に対して、議員の立場また議会として、当時の前町長奥山氏に、上告棄却になった時の町長の責任の取り方に対して、議会において議論をいただろうか。当然のように、紀北町の町民の皆様も知っているように、約1年後に上告棄却の通告を言い渡され、紀北町の敗訴が確定いたしましたのでございます。

そしてこの最高裁判所の判決は、全国の地方公共団体にとっては、大きな判例となったのです。この時点で、産廃訴訟に費やした約5,200万円という町民の大事な税金が、死に金となって溝に捨てられた形となったのです。私は当時の予算審議で、議案提出してくる前町長、奥山氏がこの一般訴訟費に対しての質疑に対して、前奥山町長は答弁として、勝訴に向けての費用である。また上告に対しては上告をできる権利があるからという理由で、上告に対する費用として約800万円を議会に上程して認めさせている。問題は責任問題の質問になると前町長奥山氏は、責任をとるという答弁は一切なかった。このことは当時、町議会議員であった尾上町長も、この予算の審議に加わっていて、よく知っているにもかかわらず、今回の国家賠償法による損害賠償請求事件に対する一般訴訟費用に関して、所信表明の中で勝訴に向けてと、勝訴の根拠の理由もなく無責任に、尾上町長も前町長奥山氏と同じようなことを言っている。

私は、議案提出者である町長が、議会に提出する議案に関して、提出者である町長が、議員の質疑に対して責任を持たないような議案は提出するものではないと思います。それは議案提出者である町長が、責任を持たない議案を、議会において議員がチェックをしたり、無責任に審議することはできるはずではない。そして町長の所信表明の中でも、産廃訴訟にかかる損害賠償請求事件については、紀北町の最重要課題の一つであることを表明している。そのわりには認識不足であり、質問に対する答弁には訴訟代理人である弁護士に任せている旨の答弁を繰り返しているところである。

ここではっきり1つだけ付け加えておきます。弁護士は弁護士であります。そしてあくまでも紀北町、尾上町長の代理人であります。訴えられているのは産廃訴訟の敗訴の確定による国家賠償法による国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって、違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずるとあるように、当時の紀伊長島町の町長であった、大内町長が間違った公権力の行使を執行してしまったことから、大内町長が訴えられているのです。

そしてその大内町長を引き継いだ前町長であります奥山氏に引き継がれています。そして



現在は、前奥山氏の行政を引き継がれました紀北町尾上町長が訴えられていることを認識しているかという疑問があります。

それはこの一般訴訟に対しての質問においての町長の答弁は、人ごとのように無責任な答弁が多いように思われるから、とても認めるわけにはいかない。そして財政が厳しいと言いながら、町民のためにならない予算であり、そしてこの予算は今回ではなく、まだまだ増えていく予算であります。尾上町長のこの予算に対しての責任の取り方が、はっきりと明確にした答弁をいただくまでは、紀北町の町民の代表の町議会議員として認めるわけにはいかないのであります。

また、紀北町町民の皆様の不利益になるような予算であることを付け加えておきます。

しかし、今回の平成23年度紀北町一般会計予算には、私の前回の町議会議員であった時に、私の主張であった生徒数にあった、コンパクトで最新設備の整った、また環境のよい条件の整った紀北中学校の改築に対する予算が組み込まれています。このところの紀北中学校の改築に対しての予算に関しては、尾上町長に対して敬意をもって両手を挙げて賛成するところでございます。これで、私の平成23年度紀北町一般会計予算に対しての賛成討論といたします。

#### 川端龍雄議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

9番 奥村武生君。

#### 19番 奥村武生議員

断腸の思いではございますけども、本庁舎移転推進事業及び生涯学習校舎の取り壊しについての予算について反対するものであります。論点は幾つかあるわけですが、1つにはですね、今回の想定外の事故によって、20分、震度6と言われていた地震が、テレビの報道によりますと2分でなおかつ10m、2分の間に10mを超える津波がきたと、そういうふうな想定外の事実が起こっているわけですが、東南海地震等についても連動すればですね、それを上回る地震が来るとということについては、もう既に明らかになっておるところであります。

本庁については、ここは海拔が今ここが5メートル、長島高校跡については4メートルです。それでもうこの本庁舎移転等にかかる、あるいは紀北中学の現在の建っているところ、建設を予定しているところについてももっと低いはずなんです。こういうふうな想定をする場合については、もうすべてをもう見直してですね、そして学校及び庁舎については、津波

の全く心配のないところへ、20mから25m以上のところへですね、事を検討すべきであるというふうに考えるものであります。したがって今回の調査に関する予算については、凍結すべきだというのが私の考えであります。

それから、もう1つはですね、浜千鳥リサイクルによる損害賠償請求でございますけども、聞いたところによりますと、地方裁判所の裁判官の指示に基づいて、伏流水のどれだけ取ればええかという調査を行っているというふうに聞いたのが、つい最近であります。私の伏流水に対する考え方は、漁業資源から来ているわけですけども、これはボーリング調査をせないかんということは、その点でも明らかなかわけでありましてけれども、裁判所の指示に基づいてボーリング調査をしている以上ですね、このことに焦点があたらずに、高裁、最高裁へ進んでいったと。ボーリング調査して鑑定の結果ですね、鑑定したかどうかはまだ聞いてはおりませんが、第三者が鑑定をした場合にですね、これが許容策というふうになってくればですね、これは裁判に関しては町は極めて不利な状況に立つことは、当然予想されることなんです。予想された場合にですね、どれだけの損害賠償額が出るかということについては、相当の額があがるのではないかというのが、ないのではないかと思うわけでありまして。この点からもですね、先に我が町が抱える損害賠償問題、そしてその予想される東南海地震対策に対する備えを優先してですね、そして庁舎等については後回しに、その次の問題だというのが、海山区民の圧倒的な考え、私のところへ寄せられている考えではですね、皆さんそういうふうには言っているわけです。

それから、引本、長年の、評価、この予算について評価をする分についてはですね、引本の公園の木が伸びてきてですね、落雷等で人家へ落ちたというふうに、取り返しのつかない事態が起きるとか、あるいはスポーツ施設の赤羽公園等については、極めて評価をし、賛成するものでありますけれども、この庁舎の移転そのものは、両町の真の発展につながるかどうかの問題であるだけにですね、これはもう反対をせざるを得ないというのが、私の立場でありますし、再度その浜千鳥リサイクルの問題について言えばですね、これは反訴は当然しなければならぬ。しかしながら、前からも言い続けておるように、なぜその国家賠償法で訴えられたらですね、なぜこちらもその国家賠償法の権威をつかってですね、迎え撃たないのか。こんなへボな弁護士を使ってですね、対応するということ自体、極めて理解に苦しむわけです。

(「公式発言ですよ」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

奥村議員、発言を取り消すか訂正してください。

#### 19番 奥村武生議員

ヘボというのは取り消しますけども、能力については極めて疑問を感じるところです。以上の理由によりましてですね、あるいはまた私は以前からですね、その引本が今回についても、満潮時に来ればですね、もう明らかに引本はぐしゃぐしゃになっておったような状態なんです。私ずっと見てましたから。たまたま干潮時に来たものですから、辛うじてですね、岸壁に潮がのってくる程度でありましたけども、あれが満潮時であればですね、ゆうに1m50は引本の中へ流れ込んできたわけです。こういうものについて、前から私はその予算化を、一般質問等で予算化を要求しておりましたところですけども、このことについてもほとんどですね、予算化されていないし、長浜の避難場所についても、長浜全員の署名をとってですね、封鎖されるわけですから、避難場所が必要であると、待避場所が必要であるといったことについても納得できるような回答もされてないし、そして逃げるところの天理教のところについてもですね、頑丈な逃げる場所にしなくちゃいかんということについても、まったく予算化もされてないし、討議の中身にも乗っていない。こういうふうなことを、あるいは商工会議所への商工会への補助金の問題とか、あるいは緊急雇用政策への私の主張は、庁舎のなかにですね、一室を設けてそれでこれを使って、緊急雇用の金を使ってですね、町の枠組みをつくる最大のチャンスだというふうに申し上げましたわけですけども、これも希薄のものでありますし、観光部分についても観光協会丸投げと言わざるを得ないような中身になっているわけです。

予算書については部分的には評価をするものでありますけれども、以上の理由により反対するものであります。以上であります。

#### 川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

11番 東清剛君。

#### 11番 東清剛議員

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算に対しての賛成の立場で討論させていただきます。反対討論されたのが5人、賛成討論は私で5人目になる。中身でいろいろ皆さん言われてますんでね、よくご存じだと思いますけども、今回の予算の中には、一番大事なことは、本庁舎移転の700万円等が入ってます。これは合併されたのが平成17年10月11日、その時の協定書の中に、やはり42号線沿いで、防災面、利便性、将来性、発展性のある場所に5年以

内に移転をするというのが、我々も議員をしてまして、そういう取り決めの中で、皆さんが承諾いただいた。当時の海山の議員さんも皆さん、お認めになっている事実でございますね。当然、本来なら庁舎にもお願いせんといかんです。5年以内とありましたけど、これ学校の耐震とか、いろいろな問題がありまして、多少時期は延びてますけども、この予算がやっと出てきた。そこへ我々としたら町民の皆さんにお約束した合併協定があると、ここでやっと守られるようになってきた。これはもういろいろ問題ありましてね、庁舎ここにもうあるからといいますけども、防災面とかいろいろなこと考えましても、やっぱり安全なのはどこかといいますと、やっぱり協定書の中にあるように42号線沿いで、利便性、経済性、発展性のある、当然、津波に対してもこの場所よりも、十分対応できる場所にあります。

ですから、そういう予算やっここで設計の段階の予算ですけども、これを出していただいた尾上町長には感謝申し上げまして、これに対する賛成としての賛成討論とさせていただきます。

**川端龍雄議長**

ここでフィルム入れ替えのため少し、まだ時間ある、大丈夫。

次に、反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**川端龍雄議長**

賛成討論をされる方はございませんか。

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

本案について賛成の立場から討論させていただきます。

実はまったく討論する予定をしておりませんでしたけど、大変白熱いたしておりますので、私も合併当時の合併特別委員会の委員長でございまして、旧紀伊長島町の、もうその当時のご活躍された方がずらっと、合併協の事務局長をやられた方、民間委員をやられた方も勢ぞろいでございますので、あえて思いおこして。

**川端龍雄議長**

ちょっと中身に入って、フィルムの関係ありますので。

**18番 北村博司議員**

はい。先ほどの反対討論承っておりますと、中身は全体としていいけども、庁舎の設計、予算700万円が反対だと。私は先ほど東篤布議員がおっしゃられたように、もう既にその理

由で5人反対されておられるんですから、ちょっと別な意見の方も、反対理由の方もありませんけども、最低4人、4人十分予算の組みかえ提案ができます、修正提案ができます。なぜやらなかったかということは、建前だけではないかと私は思います。本気で自分の意思を主張するなら、ほかの予算いいんだけどという理由は議員としては成り立たないということは、百も承知でおっしゃっておられると思います。修正案を出すべきです。私は少なくともこの合併協定の問題は、当時、旧両町がそれぞれ合併については、機関決定して団体意思が確立されておるわけです。それで合併後の最初の議会でも、決議は賛成多数で承認されております。新紀北町としての議会も機関決定しているんです。それを今更何をおっしゃっているのかなというのが、率直な実感です。5年の約束期間ずっと片側の紀伊長島区の住民は、ずっと待ち続けたんですよ。辛抱してきたんですよ。総合支所に暖房は入ってない。実感されますか、それを。入ったことのない方がいっぱいおる。誰も実感してないんですよ、寒いんだということを、職員がオーバー着て、ジャンパー着て執務している状況を、どなたが知っていますか。みんな5年間だと思って我慢してきたんですよ。それを何をか言わんやです。

私は先ほどの反対討論の中で、私の胸を打ったのが1つもございません。大変残念です。もう少し筋の通った反対討論をなさると思いました。安全性を言ったら、ここで一番危険です。現庁舎は。現実論じゃありません。あるいは総合支所のところへ、長島総合支所です。あそこは護岸もないんです。堤防はもちろん、護岸もありません。知っていて言っているんでしょうか。最も危険な場所です。私は元の長島高校跡地は最も防災上、安全な場所だと確信いたしております。これはあそこで生まれ育ったから断言できるんです。そんなことで本予算には全面的に賛成いたします。以上で賛成討論を終わります。

#### 川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

以上で、討論を終了します。

採決いたします。

本件に対する各委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第17号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 多数挙手 )

#### 川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

**川端龍雄議長**

ここで、このままちょっとそのままにして、ちょっと暫時休憩します。フィルム入れ替える。  
10分間、4時10分に開会いたします。

(午後 4時 02分)

---

**川端龍雄議長**

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午後 4時 10分)

---

## 日程第20

**川端龍雄議長**

次に、日程第20 議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番 中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。実は委員会終わってから、この資料をいただいたんですが、これは総務省からの事務連絡で、総務省自治財政局調整課というところからいただきました。私は以前から国保の関係では、

国のほうから一般会計からの繰り入れはいけないような指示というか、指導というか、そういうものが来ていると聞いたので、そういう関係のものはないかということで、これをいただいたわけです。

しかし、この中身としては、非常に専門用語も使っているし、わかりにくいんですが、例えばこういう書き方をしております。私はこの特別会計、国保の事業が本当にみな皆保険で、順調に進んでいくべきだと思う、その反面こういう通達を出されると、結構これからどないなるんだろうと、この国民健康保険は。そういう憂いた中での反対討論なんです。と言いますのも、この国保の財政安定化支援事業にかかる繰り出しということで、最後のほうで一般会計が補助することを、一般的に定認する趣旨のものではないということで書かれておりますし、その他の項でも本事業の一般会計繰出は累積赤字の解消、基金積立、保険事業の充実等、中長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置にあてられることを期待するものであり、保険料の安易な引き下げにあてられることを想定していないことということで、書かれているんです。これは国からの助成も含まれているのかなという思いはありますが、私のほうでは私自身はこの文書を見て、やっぱりかなり一般会計からの繰り入れの歯止めになってしまうのではないかという懸念を抱きました。

それで、この国保の問題については、今、国のほうでも広域化といって、広い範囲で例えば後期高齢者のように、県を1つにした格好での協議会みたいなものを立ち上げ、そういう格好にしようとしているのではないかと。将来は道州制も含めて考えているのではないかと思う節が、随分動きが鮮明になってきました。そういう意味で、大きくなればなるほど、小さな町の被保険者の声が届きにくくなる。これは後期高齢者の医療制度の広域連合議会の中でも私痛切に感じているところでございます。

また当町の国保会計についても黒字であれば、一般会計からの繰り入れで4,000万円使えば、1世帯1万円の減額ができる。今ほかの市町村でも随分、国保や介護、後期高齢者、こんなものは国保ですけど、天引きされてですね、大変厳しい高齢者の方もございます。そういう意味で、今後、国保の事業が、本当に順調に推移していくには、ある程度町の一般会計からの繰り入れもすべきであると、そういう判断をしております。

よって、この特別会計事業については、今後、将来こういう格好でどんどん強まっていくとかなり危ないのではないかという、危ないというのは被保険者の方が大変な負担がかかってくるということで、今でも随分かかっておりますけれど、近隣の市町村でも一番ここが高いんですかね、そういう状況がどんどん進んでいくのではないかという危惧するものです。

よって、この国民健康保険事業特別会計予算について、反対するものであります。以上です。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

10番 東篤布。今回のこの国保の予算につきまして、賛成討論をさせていただきます。まず町民の皆様にも、また議会議員の皆様にも知っていただきたい。当町の職員の皆さんは国保制度、一生懸命頑張っていていただいてますね、住民の中にはちょっと耳のご不自由な方もございます。そういった方々にもっともっとよりよいサービスができないかということで、手話を習ってですね、国保の窓口の方がやっけていておられます。それだけ私はこの国保制度というのは、非常に国民生活、安心して暮らしていく上でもっと大切な制度の一つであろうと、こう認識しております。世界の中におかれましても、日本のこの保険制度は、もっとも優れている、このように感じます。感じるというよりそうなのでございます。

ただ、しかしながら、これから当町として考えていかなければならないのはですね、この国保制度の中でもなかなか仕事がない、いろいろな点で、国保のですね、滞納とかですね、ございますけれども、その点をどうやってフォローしていくのか、保険のない人は1人もいないんだと、こうやっていかなければならんわけですね。その点は考えていかなければならないかと思っておりますけれども、私はなお一層この国のこの制度につきまして、我が町もこの国保制度を充実してですね、安定した制度にしていくために努力していかなければならない、このように感じておりますし、この点を強く町長以下執行部の皆さんに要望して、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

川端龍雄議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。



お諮りします。

日程第20 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第21

川端龍雄議長

次に、日程第21 議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第22

川端龍雄議長

次に、日程第22 議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第23

## 川端龍雄議長

次に、日程第23 議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。  
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番 入江康仁君。

### 6番 入江康仁議員

平成23年度紀北町水道事業会計予算に対しての反対討論をいたします。

総係費に上げている水道水源保護審議会委員の報酬の26万円と、水道水源保護審議会委員旅費ほかとして計上している金、30万 8,000円に対しての反対討論をいたします。まずその訳と理由を今から述べさせていただきます。

一般質問で紀北町水道水源保護条例に関しての質問に対しての町長の答弁を聞き、この条例に対して一番理解と認識を持っていないといけない町長が、一番理解してないことと、認識不足に本当に驚きと失望をいたしました。そして、この質疑のやり取りを、ZTVの放映で見る紀北町の町民の皆様が、どのように思うだろうか。私はこの紀北町の将来の不安と尾上町長がこの紀北町を、どのような方向に持っていくのかという不安と絶望感が、私の頭の中を横切っています。この紀北町の紀北町水道水源保護条例は、上位条例、上位法令また上位条例を持たない、紀北町の独自の条例であります。またこの条例の執行権を持つのは、紀北町の町長である尾上町長1人です。その執行権者でもある尾上町長の答弁は、紀北町の町民に対して、あまりにも行政の責任者として怠慢であり、認識不足であり、無責任の答弁であります。

日本国憲法で定められているように、憲法第5章 内閣第65条は行政権は内閣に属するとあります。そして、第8章には地方自治第92条、地方自治の基本原則として、地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとしています。そして第94条では、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるように、日本国にある地方自治体は日本国の法律によって運営されています。そして地方の自治体はその法律を正しく守り、法律を正しく執行し、何人に対しても平等に法律を執行することによって、運営されているのであります。

紀北町の町民を守るべき条例を制定する時には、法律で定められているいろいろな条件をクリアーしながらつくらなければならないのです。特に憲法第14条に謳われている、すべて

の国民は法の下に平等であってを基本につくらなければならないのです。つまり紀北町に置き換えれば、すべての紀北町町民が紀北町の条例の下に、平等であってとならなければならないのです。ここでいかにこの紀北町の紀北町水道水源保護条例が紀北町の町民の皆様にも不利益であり不平等で与える条例であり、また不必要な条例であることを、わかりやすく理由を述べさせていただきたいと思えます。

そして、なぜ紀北町水道水源保護条例に関係する水道水源保護審議会委員の報酬26万円と、また水道水源保護審議会委員旅費ほかの30万 8,000円の予算が必要ないかの理由も述べさせていただきます。それはこの紀北町水道水源保護条例は、先ほども述べたように、紀北町の町民の皆様に対して不平等であり、不利益であり、不必要条例であるからです。それは、上位法令である法律が変われば、三重県の関係条例が変わります。そして紀北町の関係条例も変わります。そしてその条例の目的は紀北町の町民を守るべき、また紀北町の全町民に対して平等でなければならないのです。

そして法律で定められたいろいろな条件をクリアしなければならないという必要条件是、最低でも関係他法令、県条例等の整合性について審議、審査しなければならないのです。これが憲法第8章第9条に謳われております。法律の範囲内で条例を制定することができる定められているのです。しかし、紀北町の紀北町水道水源保護条例は、上位条例のない、俗に言われています横だし、はみ出し条例であります。そうすると、紀北町の定められている紀北町条例との整合性をまず一番先にやらなければならないのです。紀北町には紀北町行政手続条例があります。その条例の目的は憲法の第3章、国民の権利及び義務第14条ですべての国民は法の下に平等であってと謳われているように、何人に対しても平等でなければならないのです。そのために条例を制定する時に、紀北町、町民の皆様にも条例のもとに平等になるように、紀北町行政手続条例を制定しているのです。紀北町の紀北町行政手続条例の目的は、総則でも述べられているように、目的として第1条はこの条例は行政手続法平成5年法律第88号（以下「法」という）第38条の規定に趣旨に則り、処分、行政指導及び届けに関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、本町の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定をしてその内容及び過程が町民によって明らかであることをいう）の向上をはかり、もって町民の権利、利益の保護に資することを目的とするとなっているように、紀北町が企業や一般事業者、町民の皆様にも処分をしたり、届け出による許認可等を必要とする企業や一般事業者の方々に、行政指導を行うについて、また企業や一般事業者また町民がわかりやすいように、透明性を持って内容がわかりやすいものでなければならない

いというものです。それは何人に対しても平等に行政指導しなければならないということです。

そのためには紀北町の町民や企業、一般事業者の方々が自分たちでも判断できるような審査基準を定めなければならないのです。またその審査基準を公にしておかなければならないのです。そして第2章において、審査に対する処分、審査基準、第5条は行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうか、その条例等の定めにしたがって、判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という）を定めるものとしてます。行政庁は審査基準を定めるにあたっては、当該許認可等の性質に照らしてできるかぎり具体的なものとしなければならないとなっています。

第3項では行政庁は、この行政庁っていうのは、紀北町でございます。行政庁は行政上、特別の指導のある時を除き条例等により当該申請の提出先とされる機関の事務所における備え付けのその他の適当な方法により、審査基準を公にしておかなければならないとなっています。つまり許認可等の審議をする水道水源保護審議会委員の方々が、審査審議をするための、また判断をするための審査基準を定めなければならないとなっているのです。

また第3章不利益処分に対しては、第1節通則、処分の基準ということで、第12条、行政庁、これは紀北町です。行政庁は不利益処分をするか、またどのような不利益処分とするかについて、その条例等の定めにしたがって判断するために必要とされる基準（次項について「処分基準」という）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。2項において行政庁は処分基準を定めるにあたって、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないと紀北町行政手続条例に謳われています。

しかし、紀北町水道水源保護条例は、枯渇に関しては数値基準は一切示されていません。町条例でこのように定めていながらも、実際は何も基準を示されていない。これでは、水道水源審議会委員は何に基づいて審査審議をしたのか、したら良いのかわからないはずであります。

また目的で審査基準とする。第5条による許認可等に対して判断するための枯渇に対しての数値、審査基準はありません。また第12条の不利益処分をするかどうか。またどのような不利益処分をするかについて、条例等の定めにしたがって、判断するために必要となる処分基準としているが、ここにも枯渇に関して処分基準としての数値基準がありません。このような欠陥条例の中で、水道水源保護審議会委員は許認可等に対しての審査審議をするにも、条例で定めている判断する審査基準がない中で、どのような審査審議をするのか。

また不利益処分を行うにも同様に、審議審査するにも、判断する審査基準もない中で、水道水源保護審議会委員はどのような審査審議をしているのか。このような状態の中で、また何の審査基準の根拠もない中で水道水源保護審議会委員の答申は、法の下での平等に欠くもので紀北町の町民に対しても不平等である条例であり認められないものである。当然水道水源保護審議会委員の関係予算は認められないのである。これが前段で言った、紀北町の皆様に対しての不平等条例等の理由です。

次に、この紀北町水道水源保護条例は、第1条目的で、この条例は水道法第2条第1項の規定に基づくとあるように、法律に基づくものなら、上位条例である三重県条例の三重県生活環境の保全に関する条例との整合性を一番先に審議審査しなければならないのに、した形跡はまったく見当たらない。その理由は、本来、紀北町水道水源保護条例の大きな目的は水質汚濁である。紀北町水道水源保護条例は汚濁に対しての排出基準は、施行規則において、第8条で条例第17条の排出基準は、排出基準を定める総理府令第1条に規定する別表1、2を準用するとなっているが、三重県は四日市公害が二度とあってはならないとして、大気汚染防止条例、水質汚濁防止条例等は総理府令よりもさらに厳しい基準値を設定しています。つまり紀北町の水道水源保護条例は、汚濁に関しては厳しい基準値で取締り条例をつくってつけている三重県の条例よりも緩やかな基準値にして、つまり汚してもいいよと言っているようなものであります。

尾上町長は所信表明の中で、暫定であった紀北町水道水源保護条例を一本化したことの中で、水質の汚濁の防止に取り組んでいきますというきれいな事を言っているが、紀北町水道水源保護条例を行政の責任者として、また執行権者として何も認識していないし、理解をしていない。このように紀北町の町民の大事な水を守るように言っているが、守ることができないような紀北町水道水源保護条例は必要ないのです。

先ほども言ったように、三重県は三重県の水質汚濁防止条例によって、紀北町水道水源保護条例の規則よりも厳しい数値の基準で水質汚濁に関しては守ってくれているのです。これが前段で言った紀北町には不必要な条例の理由です。

次に枯渇に関しては、三重県には地下水の汲み上げに関する条例があり、規制地区を設定し、北部、中部、志摩地区を厳しく規定している。しかし、旧紀伊長島町以南は数十年間、地下水の枯渇がなかったため、無指定地区となっている。三重県条例により我が町、旧紀伊長島町以南では、誰がいかなる業種の事業者が、井戸を掘り用水を採取してもよいことになっております。例えば、宅地開発確認申請、建築確認申請、産業廃棄物処理施設申請等を行

う場合においても、用水に関わる井戸の位置、規模、様式等の記述は一切必要なしとされているのです。

ちなみに赤羽川、三戸川は三重県の管理であります。その管理下の中で、河川工事等は三重県が主体として行っていることをまず述べておきます。紀北町の紀北町水道水源保護条例は、枯渇に関しては定義第2条3項、水源の枯渇、取水施設の水位を著しく低下させることをいう。このように事業者に対しての用水の採取に関わる基準値が全く示されていない。また、どのような書類をどのような形式で町に提出するのか、全く記述されていない。規則にも用水の採取に関わる書式がない。こんな調子では紀北町町民、一般事業者、起業人は枯渇に関してどのように判断をしたらよいかかわからないのが現状です。

河川管理している三重県は、枯渇に関しては無指定だからどんだけ使ってもいいよと言っているのです。しかし紀北町の紀北町水道水源保護条例は、三重県の管理している河川の中にも入り込んでいる条例であります。上水道や簡易水源地をつくる時は、主体が市町村であっても知事の許可を必要とします。その申請条件は、水道法に則り経験法という揚水試験での調査結果を申請様式に書き入れ提出します。その許可条件は、水道法に則り水量が豊富であること、水質がきれいであることの2つだけです。紀北町の場合も問題になっている赤羽簡易水源地が4km上流で、100トンの水をとったら枯渇になるというそのような場所に、三重県知事が水源地の許可を下ろすはずがないのです。しかし本当に枯渇が深刻なのであれば、この条例が旧紀伊長島町に制定されてから、約17年になるが、水道水源保護区域に、1日約1000トンから地下水をくみ上げる企業があるが、届出制にして水量の確認や指導をするべきだが、何もやっていないのが現実であります。つまり紀北町水道水源保護条例を正しく運用していないのが現状であります。つまり枯渇はないと認めているのです。今回の東北地方太平洋沖地震で被害にあった、避難民の方々は、命の次に大事なものは水であると言っている。紀北町も本当に水源の枯渇が心配なのであれば、今言ったように、命の次に大事な水は紀北町町民の共有財産であると考えます。そうすると紀北町水道水源保護条例施行規則に掲げている指定事業業種だけではなく、全町民、全事業者に範囲を広げることだと思います。指定業種の方々が指定を受けて、100トンの取水で枯渇するというが、指定業種を受けない事業者が何十万トン、何百万トン取水しても枯渇にならないということは許されない。

法の下での平等に欠ける条例であり、一部事業者に対するねらい打ち条例でもある。裏を返せば、紀北町は枯渇はないと言っているようなものであります。そして、何よりも今まで述べたように、この紀北町水道水源保護条例では、目的である水質汚濁は守れない、枯渇では

規制はかけられない。かければ即裁判に訴えられます。

まとめとして、この紀北町水道水源保護条例が制定されたことによって、産廃訴訟が起こり最高裁により、名古屋高等裁判所に差し戻され、当時の大内町長の公権力の執行が場々として敗訴となり、最高裁判所に再上告して1年後に棄却決定となり敗訴が確定いたしました。その時点で先ほども述べましたが、紀北町町民の大事なお金が訴訟費用として使った、約5,600万円が死に金となって、溝に捨てられたのです。

そして、その延長が紀北町の将来を揺るがす、今裁判となっている損害賠償訴訟です。その訴訟費用も現在、約1,600万円になろうとしています。この費用はまだまだ増えるものだと思います。このように、紀北町町民を守るために制定した紀北町水道水源保護条例は、今、紀北町の将来と紀北町の町民の皆様の足を引っ張っている条例であります。その原因は紀北町町民の皆様に対して、不平等の条例であり、また紀北町町民の皆様に不利益な条例であり、紀北町の町民の方々に不必要な条例であります。このように認められない紀北町水道水源保護条例に係る水道水源保護審議会委員の報酬26万円、水道水源保護審議会委員の旅費とほかの30万8,000円を認められないこととして、反対討論といたします。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。



---

## 日程第24

### 川端龍雄議長

次に、日程第24 陳情第4号 国への意見書提出を求める陳情書で「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書」（継続審査分）でございます。議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 川端龍雄議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、採決については委員長の報告に対してではなく、原案について賛成か反対かということになります。

お諮りします。

日程第24 陳情第4号については、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

### 川端龍雄議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第25

**川端龍雄議長**

次に、日程第25 陳情第5号 国への意見書提出を求める陳情書で、「国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書」これも継続審査分でございます。これを議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、採決の方法は、先ほどと同様であります。

お諮りします。

日程第25 陳情第5号については、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

**川端龍雄議長**

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

---

**日程の追加**

**川端龍雄議長**

会期中に議会運営委員長と執行部から追加議案の提出がありましたので、追加議事日程並びに議案を配付させていただきます。

(追加日程・議案の配付)

川端龍雄議長

配付漏れはございませんか。

お諮りします。

ただいま配付しました、4件を日程に追加し、別紙、議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、この4件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

5時前でございますので、5時から延長の議会に入ります。

ご承認ください。

---

## 追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 発議第3号 紀北町議会議員の政治倫理に関する条例を議題といたします。

提案の趣旨、説明並びに内容説明を求めます。

議会運営委員長 平野倅規君。

議会運営委員長 平野倅規議員

発議第3号

平成23年3月22日

紀北町議会議長 川端龍雄様

提出者 議会運営委員長 平野倅規

紀北町議会議員の政治倫理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由、紀北町議会としても、紀北町にいま何が必要なのかという角度で、議会改革に

向けた検討を重ねてまいりました。自治体は、雇用人数や、契約で発注する金額にしても、一つの経営、経済主体として地域経済において、大きなウエイトを占めています。この自治体のいろいろな権限を動かすのは町長という行政機関の長が持っておりますが、議員は、有権者に選ばれた公職としてその言動が、行政に与える影響力は少なくありません。だからこそ、議員という公職の立場にある人は、襟を正さなければいけないし、地方自治法が定めているように、自分が直接請け負うということがあってはなりません。しかし、法律によって一律全部禁止をするという対応がはたして適切かといわれると、必ずしもそうは言えない領域というものが存在します。

そこで自治体立法である条例によって、道徳と法律の間を埋めよう、自治体ごとに違う領域の実情にあわせてルールをつくろうということでもあります。すなわち、法律が決められているのは、必要最低限のものであり、条例で決めることによって、その領域の地域性にあった政治倫理というものを確立していく仕組みづくりをしていこうというのが、政治倫理に関する条例の考え方です。

議員は、どういう利害関係を持った背景の人かということをはっきりと明らかにした上で、透明性がある中で行動し、おかしいことがあったら、誰でも指摘できるという仕組みづくりが必要であると判断し、将来にわたって有効なルールを定めようとするものである。これが、政治倫理に関する条例制定の理由です。

全文の朗読に対しては、おのおのご朗読いたしていただきたいと思います。なお、全文の中において、高い倫理観の前に、道徳という言葉を入れるという意見がございましたが、法規会社に照会したところ、倫理観ということは道徳ということでもあるということで、この同じ意味の言葉を並べることは適切ではないということでありましたので、高い倫理観としております。以上、ご理解をお願いいたします。どうも失礼します。

#### 川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

#### 川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

それでは、以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 追加日程第2

川端龍雄議長

次に、追加日程第2 議案第22号 紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本件につきましては、東貴雄君に直接の利害関係のある事件であることから、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、東貴雄君の退場を求めます。

( 東 貴雄議員 退場 )

川端龍雄議長

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に追加上程させていただきました、議案第22号につしまし

て、提案理由をご説明申し上げます。

議案第22号 紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事請負変更契約の締結について、本工事につきましては、平成22年12月定例会に追加上程し、ご可決を賜り、契約を締結したところではありますが、コンクリート塊等の処理数量に変更があり、設計変更の必要が生じたので、変更前の契約金額 6,510万円に 677万 9,850円を増額し、変更後の契約金額を 7,187万 9,850円として、紀伊長島区東長島 866番地の2、東和建设株式会社 代表取締役 東彰吾と請負変更契約を締結いたしたく、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号につきましては、以上でございますが、詳細につきましては、担当に説明をいたさせます。なにとぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

#### 川端龍雄議長

続いて、詳細説明を求めます。

世古学校教育課長。

#### 世古雅則学校教育課長

それでは、議案第22号 紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事請負変更契約の締結についての内容説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号 紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事請負変更契約の締結について次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 変更前 6,510万円  
変更後 7,187万 9,850円
4. 契約の相手方 紀伊長島区東長島 866番地 2

東和建设株式会社

代表取締役 東彰吾

平成23年3月22日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、解体工事において、コンクリート塊等の処分数量に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事につきましては、子どもたちにより良い教育環境を整備するため、平成24年6月の新校舎と屋内運動場の完成に向けまして、旧校舎と屋内運動場等を解体するものでございます。紀北町学校施設耐震整備計画の一環として、実施しているものであります。平成22年12月22日の定例会、議案第68号で工事請負契約締結の可決をいただき、施行しているもので、平成23年3月25日が工事完成、完了期限でございます。解体時におきまして、鉄筋コンクリート塊などの処分数量に、設計変更の必要が生じたので、請負金額を変更するにあたり議会の承認を求めるものでございます。財源につきましては、合併特例債を充当いたします。

それでは、続きまして、2ページの資料1をご覧ください。紀北中学校校舎・屋内運動場解体工事の工事費、工事概要につきまして、ご説明させていただきます。工事費の工事請負金額につきましては、変更前の6,510万円に677万9,850円を増額いたしまして、変更後7,187万9,850円とするもので、それぞれ工事価格に消費税相当額を合計したものでございます。

今回の変更につきましては、解体工事からそういったコンクリート塊、木屑等をはじめとする処分数量が確定したことに伴い変更するものでございます。数量等の変更につきましては、当初の設計では建設当時の図面等からコンクリート、木材等の材料別に数量等を算出いたしまして積算を行っているところですが、工事の進捗に伴いまして、実際に処分場等で計量した実績数量を請負業者から提出させまして、その数量について確認した上で、最終的に変更契約を行うものでございます。

資料1の下段の表でございますが、教室棟A、教室棟B、屋内運動場、その他建物等がございます。この表につきましては、今回の工事に変更が生じた部分の概要を表示させていただいております。その中の主なものとしていたしましては、まず教室棟Aでございますが、解体工事におきまして主に処分数量に変更が生じたものでございます。コンクリート塊につきましては、当初1,635.2㎡を見込んでおりましたが、最終的に2,532.3㎡の処分が必要となり、その結果、約900㎡の処分数量の増となったものでございます。またコンクリート系以外の木質系、金属系などのその他の発生材につきましては、当初200トンを見込んでおりましたが、最終的に117.8トンとなり、約80トンの数量減となったものでございます。

次に、教室棟Bでございますが、教室棟Bにつきましても、教室棟Aと同様に解体工事におきまして、主に処分数量に変更が生じたものでございます。コンクリート塊につきましては、当初 378.2㎡を見込んでおりましたが、最終的に 558㎡の処分が必要となり、その結果、約80㎡の処分数量の増となったものでございます。また、コンクリート系以外の木質系、金属系などのその他の発生材につきましては、当初35トンを見込んでおりましたが、最終的に 20.8トンとなり、約14トンの数量減となったものでございます。

次に、屋内運動場でございますが、屋内運動場につきましても、教室棟A、Bと同様に解体工事におきまして、主に処分数量に変更が生じたものでございます。コンクリート塊につきましては、当初 578.5㎡を見込んでおりましたが、最終的に 788.5㎡の処分が必要となり、その結果、約 210㎡の処分数量の増となったものでございます。また、コンクリート系以外の木質系、金属系などのその他の発生材につきましては、当初 121トンを見込んでおりましたが、最終的に83.5トンとなり、約38トンの数量減となったものでございます。

次に、その他の建物でございますが、各建物の中でも校舎棟、屋内運動場と同様に、処分数量に変更がございます。各建物の解体工事にかかる床面積の変更はございませんが、コンクリート塊、コンクリート系以外の木質系、金属系などの処分数量の中で、給食室につきましてはコンクリート系以外の木質系、金属系などのその他の発生材につきましては、当初12トンを見込んでおりましたが、最終的に11トンとなり、1トンの数量減となったものを表の中で表示させていただいております。また表の最後の植栽他外構撤去工事の中の樹木撤去でございますが、学校関係者との協議を行いまして、建設工事に極力支障のない場所に、5本、仮植えを行っている状況でございます。

以上が、今回の工事にかかる主な変更の部分でございます。変更数量につきましては、工事の進捗に伴い、実績の数量の確定により変更が生じたものでありますので、この数量をもとに精算設計を行い変更契約を行うものでございます。この結果、最終的にこれらを合計いたしますと、工事費が 645万 7,000円の増となり、消費税相当額を合計いたしますと、資料 1 の上段の表のとおり 677万 9,850円の増となるものでございます。

それでは、次に 3 ページの資料 2 をご覧ください。この図面につきましては、今までの紀北中学校の配置図でございます。黄色で着色いたしました部分が、今回の解体工事により現在解体した建物でございます。

それでは、次に 4 ページの資料をお願いいたします。資料 3 でございます。先ほど、資料 1 で変更契約にかかる工事概要をご説明いたしました。資料 3 は参考のために解体工事に